

諮問第 53 号の答申
日本標準産業分類の変更について（案）

本委員会は、諮問第 53 号による日本標準産業分類の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 変更の適否

日本標準産業分類については、以下の理由を踏まえ、別紙 1 のとおりとすることが適当である。

2 理由

(1) 「一般原則」の統計基準であることの明確化

総務省は、これまで分類項目と一体的に定めてきたものの統計基準に含めて公示していなかった「一般原則」についても、改めて統計基準として明確化することとしている。

「一般原則」は、「産業の定義」、「事業所の定義」等、日本標準産業分類の基本的な原則が記載されているもので、これを基に各種の統計調査の設計が為されている。よって、統計基準の定義を定める統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」に該当することから、統計基準に含めることが適当である。

(2) 分類項目の変更

総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、統計基準の見直しは、設定後「おおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」とされており、前回改定（平成 19 年）から 6 年が経過したことから、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、以下の変更を行うこととしている。

なお、これらについては、個別の審議に先立ち、分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方（別紙 2）について各委員・専門委員の合意を得た上で、それに沿って審議を行い、結論を得たものである。

ア 分類項目の新設（小分類1、細分類5）

幼保連携型認定こども園（小分類及び細分類）

平成24年8月の「子ども・子育て関連三法」の成立・公布により、現行の認定こども園制度が改善され、学校及び児童福祉施設の法的位置付けを持つ単一の認可施設として、新しい「幼保連携型認定こども園」が制度化されることに伴い、「大分類O-教育,学習支援業」、「中分類81 学校教育」の下に「小分類819 幼保連携型認定こども園」及び「細分類8191 幼保連携型認定こども園」を新設することとしている。

これについては、新たな制度として幼稚園（「大分類O-教育,学習支援業」に属する小分類）と保育所（「大分類P-医療,福祉」に属する細分類）の機能を併せ持ち、かつどちらが主業であるかの識別が困難であることから、新たな分類項目を設ける必要がある。また、「大分類O-教育,学習支援業」に位置付けることについては、小学校、中学校等の並びと同様の小分類となり、子どもが小学校、中学校と教育を受けていく連続性の中に位置付けることができること、「大分類P-医療,福祉」に位置付け、「保育所」と同列の並びとした場合には細分類となり小分類に比べ、より統計調査の結果が得にくくなることからいずれも適当である。

市場調査・世論調査・社会調査業（細分類）

市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所は、現在「大分類G-情報通信業」、「中分類39 情報サービス業」、「小分類392 情報処理・提供サービス業」の下の「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」の中に含まれているが、これを同小分類の下の「細分類3923 市場調査・世論調査・社会調査業」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所の経済活動として明確に区分できること、国際標準産業分類（ISIC）でも対応する分類項目があり、国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

リラクゼーション業（手技を用いるもの）（細分類）

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所は、現在は主に「大分類N-生活関連サービス業,娯楽業」、「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「小分類789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれていると考えられるが、これを同小分類の下の「細分類7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、「手技を用いるもの」に限定することにより事業所の経済活動として明確に区分できること、ヘルスケア産業の振興や消費者保護政策立案等、今後の政策の展開においてヘルスケア産業を構成する一つの産業として統計調査の結果を把握する

必要が見込まれることなどから、適当である。

ネイルサービス業（細分類）

ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手及び足の爪に施す事業所は、現在は「大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業」、「中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」の中に含まれているが、これを同小分類の下の「細分類 7894 ネイルサービス業」として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、ネイルサービスに対する消費者の認知は確実に定着しており、ネイルサービス業振興と併せ消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であることなどから、適当である。

コールセンター業（細分類）

電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所は、現在「大分類R-サービス業(他に分類されないもの)」、「中分類 92 その他の事業サービス業」、「小分類 929 他に分類されない事業サービス業」、「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれているが、これを同小分類の「細分類 9294 コールセンター業」として新設することとしている。

これについては、コールセンター業は、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所としての経済活動も明確に区分することができること、雇用対策のための企業誘致の施策等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であること、国際標準産業分類でも対応する分類項目があり国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

イ 分類項目の移動（細分類の小分類間の移動1）

現在、「大分類E-製造業」、「中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「小分類 121 製材業, 木製品製造業」にある「細分類 1213 床板製造業」を、「小分類 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」へ移動し、「細分類 1228 床板製造業」とすることとしている。

これについては、現在国内で生産されている床板の95%が、複合フローリングであり、「製材」のグループよりも「造作材」のグループの方が、実態をより反映するものと考えられることから、適当である。

ウ 分類項目名の変更（小分類2、細分類5）

分類項目名について、制度変更への対応及び表現の明確化のため以下のような変更を行うこととしている。

変更後	変更前
(「大分類 E 製造業、中分類 24 金属製品製造業」中) 小分類 243 暖房・調理等装置、配管工用附属品製造業	(「大分類 E 製造業、中分類 24 金属製品製造業」中) 小分類 243 暖房装置・配管工用附属品製造業
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業」中) 小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業 注1)	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業」中) 小分類 652 商品先物取引業、商品投資業
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業」中) 細分類 6521 商品先物取引業 注2)	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資業」中) 細分類 6521 国内市場商品先物取引業
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業」中) 細分類 6522 商品投資顧問業 注1)	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資業」中) 細分類 6522 商品投資業
(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資顧問業」中) 細分類 6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業 注1)	(「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、商品投資業」中) 細分類 6529 その他の商品先物取引業、商品投資業
(「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業、中分類 76 飲食店、小分類 769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 他に分類されない飲食店	(「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業、中分類 76 飲食店、小分類 769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 他に分類されない <u>その他の</u> 飲食店
(「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類 799 他に分類されない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 写真プリント、現像・焼付業	(「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類 799 他に分類されない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 写真現像・焼付業

制度変更に係るもの

注1) 前回改定(平成19年)において、従前「細分類 6522 商品投資業」に例示していた「商品投資顧問業」と「商品投資販売業」のうち「商品投資販売業」が制度変更のため他の細分類へ移動したことにより、「商品投資顧問業」だけが本分類に該当することとなったが、分類項目名までは変更していなかったため、今回、それを明確にするため名称変更を行う。

注2) 商品先物取引法の改正により、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行う者については、「商品先物取引業者」として横断的な規制体系が整備された。これに伴い、現行の「国内市場商品先物取引業」を「商品先物取引業」へ名称変更を行う。なお、「外国商品市場取引業」については、現在「細分類 6529 その他の商品先物取引業、商品投資業」に含まれているが、名称変更後の「細分類 6521 商品先物取引業」に含む。

これらについては、産業に係る制度の変更や活動内容をより適確に名称へ反映させたものであることから、適当である。

(3) 前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応

総務省は、前回(第12回改定)統計審議会答申において指摘された事項への対応については、以下のとおりとしている。

前回答申文の指摘事項	対 応
<p>大分類「農業、林業」について(統合・新設) 農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。</p>	<p>平成 22 年国勢調査の産業大分類結果において、「A 農業、林業」の結果と併せて「うち農業」の結果も表章。</p>
<p>大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」について(名称変更) 大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>事業活動の類似性を考慮した他の大分類との統合可能性、国際比較の観点、事業規模としての将来的な展望の有無等も含めて、総合的にそのあり方を検討した結果、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」は存続させることとする。</p>
<p>大分類「不動産業、物品賃貸業」について(統合・新設) 「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。</p>	<p>「不動産業」を継続して把握できる統計調査としては、財務省の法人企業統計調査、総務省の労働力調査、経済センサス-基礎調査などがあり、継続性確保の観点から統計調査実施府省において配慮がなされている。</p>
<p>中分類「無店舗小売業」について(新設) 新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。</p> <p>中分類に共通して設けた小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」について(新設) 今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。</p>	<p>統計調査の実査上の問題点について、平成 21 年経済センサス-基礎調査の実査及び産業格付事務等を検証した結果、一定の事業所が捕捉されており、産業格付け上も特に問題は見当たらなかった。</p>

これらについては、おおむね適当であるが「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証については、「3 今後の課題」に記すとおりである。

(4) その他

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち「調剤薬局」の属すべき大分類の変更、「レッカー車業」の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討作業の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

ア 「調剤薬局」については、日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点からも国

際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大分類の変更を行わないことは適当である。ただし、「薬局」とは「薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所」と法令で定義されており、処方せんに基づく調剤を行っている多くの薬局からは、法令に基づく名称でない「調剤薬局」という分類項目名は不適切であるとの指摘があることから、「調剤薬局」という分類項目名について、今後、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

イ 「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

3 今後の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月閣議決定）における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

(1) 一般原則について

「第 3 項 分類の基準」において 3 つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

(2) 「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」について

前記「2(3)前回(第 12 回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」において、「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成 21 年経済センサス-基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成 24 年経済センサス-活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、「無店舗小売業」については、現在は「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているこれらインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

日本標準産業分類（第 13 回改定案）

第 1 章 一般原則

第 1 項 産 業 の 定 義

この産業分類における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

第 2 項 事 業 所 の 定 義

この産業分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

(1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

(2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか不明な場合は、売上台帳、賃金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

(1) 経済活動の行われる場所が一定せず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシーなどの場合は、本人の住居を事業所とする。

(2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者などの場合は、本人の住居を事業所とする。

(3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワークなどに従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

(4) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所などは、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。

(5) 農地、山林、海面などで行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場などを有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

(6) 建設工場の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。

(7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区など）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区などの機関で駅長、区長などの管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

(8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法の規定による学校とする。）。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(9) 国、地方公共団体については、一構内であっても法令、条例により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業については、それぞれの機関ごとに一事業所とする。

(10) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違の生じることがある。

例えば、住居の一部で仕事が行われているときは、次のように取り扱う場合がある。

ア．そこにすべて事業所があるものとする。

イ．事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限って事業所があるものとする。

ウ．雇用者のある場合に限り事業所があるものとする。

エ．看板類似の社会的標識のある場所に限り事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

第3項 分類の基準

この産業分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果を産

業別に表章するために用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途，機能など）
 - (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備，技術など）
 - (3) 原材料の種類及び性質，サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類
- なお，分類項目の設定に当たっては，事業所の数，従業者の数，生産額又は販売額等も考慮した。

第4項 分類の構成

この産業分類は，大分類，中分類，小分類及び細分類から成る4段階構成であり，その構成（第13回改定）は，大分類20，中分類99，小分類530，細分類1,460となっている。

大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業，林業	2	11	33
B 漁業	2	6	21
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1	7	32
D 建設業	3	23	55
E 製造業	24	177	595
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17
G 情報通信業	5	20	45
H 運輸業，郵便業	8	33	62
I 卸売業，小売業	12	61	202
J 金融業，保険業	6	24	72
K 不動産業，物品賃貸業	3	15	28
L 学術研究，専門・技術サービス業	4	23	42
M 宿泊業，飲食サービス業	3	17	29
N 生活関連サービス業，娯楽業	3	23	69
O 教育，学習支援業	2	16	35
P 医療，福祉	3	18	41
Q 複合サービス事業	2	6	10
R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	66
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5
T 分類不能の産業	1	1	1
（計） 20	99	530	1,460

この産業分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット，中分類項目が2けた，小分類項目が3けた，細分類項目が4けたの数字で示されている。

第5項 分類の適用単位

この産業分類を適用する単位は、一事業所ごとである。

なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

この産業分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

この産業分類における経済活動とは、生産又は販売する財、自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額又は提供されるサービスからの収入額等、あるいは、それらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。（注）

なお、個人経営の農林漁業に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱うものとする。

また、事業転換、休業中及び設立準備中などの事業所の産業は、次のように扱う。

- (1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備などからみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。
- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定される。

(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定される。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社などの産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L - 学術研究，専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。

(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

（注）事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

第7項 公 務 の 範 囲

この産業分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経済活動は同一項目に分類される。したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。

第2章 分類項目表

大分類項目表

- 大分類 A 農業, 林業
- 大分類 B 漁業
- 大分類 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 大分類 D 建設業
- 大分類 E 製造業
- 大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業
- 大分類 G 情報通信業
- 大分類 H 運輸業, 郵便業
- 大分類 卸売業, 小売業
- 大分類 J 金融業, 保険業
- 大分類 K 不動産業, 物品賃貸業
- 大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業
- 大分類 M 宿泊業, 飲食サービス業
- 大分類 N 生活関連サービス業, 娯楽業
- 大分類 O 教育, 学習支援業
- 大分類 P 医療, 福祉
- 大分類 Q 複合サービス事業
- 大分類 R サービス業(他に分類されないもの)
- 大分類 S 公務(他に分類されるものを除く)
- 大分類 T 分類不能の産業

下線について

- ・新設項目...符号を含め下線表示
- ・名称変更...変更部分のみ下線表示
- ・項目移動...符号のみ下線表示

大・中・小・細分類項目表

大分類 A - 農業, 林業

中分類01 農業

小・細

分類番号

- 010 管理, 補助的経済活動を行う事業所(01 農業)
 - 0100 主として管理事務を行う本社等
 - 0109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 011 耕種農業
 - 0111 米作農業
 - 0112 米作以外の穀作農業
 - 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)
 - 0114 果樹作農業
 - 0115 花き作農業
 - 0116 工芸農作物農業
 - 0117 ばれいしょ・かんしょ作農業
 - 0119 その他の耕種農業
- 012 畜産農業
 - 0121 酪農業
 - 0122 肉用牛生産業
 - 0123 養豚業
 - 0124 養鶏業
 - 0125 畜産類似業
 - 0126 養蚕農業
 - 0129 その他の畜産農業
- 013 農業サービス業(園芸サービス業を除く)
 - 0131 穀作サービス業
 - 0132 野菜作・果樹作サービス業
 - 0133 穀作, 野菜作・果樹作以外の耕種サービス業
 - 0134 畜産サービス業(獣医業を除く)
- 014 園芸サービス業
 - 0141 園芸サービス業

中分類02 林業

- 020 管理, 補助的経済活動を行う事業所(02 林業)
 - 0200 主として管理事務を行う本社等
 - 0209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 021 育林業
 - 0211 育林業
- 022 素材生産業

- 0221 素材生産業
- 023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)
 - 0231 製薪炭業
 - 0239 その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)
- 024 林業サービス業
 - 0241 育林サービス業
 - 0242 素材生産サービス業
 - 0243 山林種苗生産サービス業
 - 0249 その他の林業サービス業
- 029 その他の林業
 - 0299 その他の林業

大分類 B - 漁業

中分類03 漁業(水産養殖業を除く)

小・細

分類番号

030 管理, 補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)

0300 主として管理事務を行う本社等

0309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

031 海面漁業

0311 底びき網漁業

0312 まき網漁業

0313 刺網漁業

0314 釣・はえ縄漁業

0315 定置網漁業

0316 地びき網・船びき網漁業

0317 採貝・採藻業

0318 捕鯨業

0319 その他の海面漁業

032 内水面漁業

0321 内水面漁業

中分類04 水産養殖業

040 管理, 補助的経済活動を行う事業所(04 水産養殖業)

0400 主として管理事務を行う本社等

0409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

041 海面養殖業

0411 魚類養殖業

0412 貝類養殖業

0413 藻類養殖業

0414 真珠養殖業

0415 種苗養殖業

0419 その他の海面養殖業

042 内水面養殖業

0421 内水面養殖業

大分類 C - 鉱業,採石業,砂利採取業

中分類05 鉱業,採石業,砂利採取業

小・細

分類番号

050 管理,補助的経済活動を行う事業所(05 鉱業,採石業,砂利採取業)

0500 主として管理事務を行う本社等

0509 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

051 金属鉱業

0511 金・銀鉱業

0512 鉛・亜鉛鉱業

0513 鉄鉱業

0519 その他の金属鉱業

052 石炭・亜炭鉱業

0521 石炭鉱業(石炭選別業を含む)

0522 亜炭鉱業

053 原油・天然ガス鉱業

0531 原油鉱業

0532 天然ガス鉱業

054 採石業,砂・砂利・玉石採取業

0541 花こう岩・同類似岩石採石業

0542 石英粗面岩・同類似岩石採石業

0543 安山岩・同類似岩石採石業

0544 大理石採石業

0545 ぎょう灰岩採石業

0546 砂岩採石業

0547 粘板岩採石業

0548 砂・砂利・玉石採取業

0549 その他の採石業,砂・砂利・玉石採取業

055 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)

0551 耐火粘土鉱業

0552 ろう石鉱業

0553 ドロマイト鉱業

0554 長石鉱業

0555 けい石鉱業

0556 天然けい砂鉱業

0557 石灰石鉱業

0559 その他の窯業原料用鉱物鉱業

059 その他の鉱業

0591 酸性白土鉱業

0592 ベントナイト鉱業

0593 けいそう土鉱業

0594 滑石鉱業

0599 他に分類されない鉱業

大分類 D - 建設業

中分類06 総合工事業

小・細

分類番号

060 管理,補助的経済活動を行う事業所(06 総合工事業)

0600 主として管理事務を行う本社等

0609 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

061 一般土木建築工事業

0611 一般土木建築工事業

062 土木工事業(舗装工事業を除く)

0621 土木工事業(別掲を除く)

0622 造園工事業

0623 しゅんせつ工事業

063 舗装工事業

0631 舗装工事業

064 建築工事業(木造建築工事業を除く)

0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)

065 木造建築工事業

0651 木造建築工事業

066 建築リフォーム工事業

0661 建築リフォーム工事業

中分類07 職別工事業(設備工事業を除く)

070 管理,補助的経済活動を行う事業所(07 職別工事業)

0700 主として管理事務を行う本社等

0709 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

071 大工工事業

0711 大工工事業(型枠大工工事業を除く)

0712 型枠大工工事業

072 とび・土工・コンクリート工事業

0721 とび工事業

0722 土工・コンクリート工事業

0723 特殊コンクリート工事業

073 鉄骨・鉄筋工事業

0731 鉄骨工事業

0732 鉄筋工事業

074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業

0741 石工工事業

0742 れんが工事業

0743 タイル工事業

0744 コンクリートブロック工事業

075 左官工事業

0751 左官工事業

076 板金・金物工事業

0761 金属製屋根工事業

- 0762 板金工事業
- 0763 建築金物工事業
- 077 塗装工事業
 - 0771 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
 - 0772 道路標示・区画線工事業
- 078 床・内装工事業
 - 0781 床工事業
 - 0782 内装工事業
- 079 その他の職別工事業
 - 0791 ガラス工事業
 - 0792 金属製建具工事業
 - 0793 木製建具工事業
 - 0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
 - 0795 防水工事業
 - 0796 はつり・解体工事業
 - 0799 他に分類されない職別工事業

中分類08 設備工事業

- 080 管理,補助的経済活動を行う事業所(08 設備工事業)
 - 0800 主として管理事務を行う本社等
 - 0809 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 081 電気工事業
 - 0811 一般電気工事業
 - 0812 電気配線工事業
- 082 電気通信・信号装置工事業
 - 0821 電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
 - 0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業
 - 0823 信号装置工事業
- 083 管工事業(さく井工事業を除く)
 - 0831 一般管工事業
 - 0832 冷暖房設備工事業
 - 0833 給排水・衛生設備工事業
 - 0839 その他の管工事業
- 084 機械器具設置工事業
 - 0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
 - 0842 昇降設備工事業
- 089 その他の設備工事業
 - 0891 築炉工事業
 - 0892 熱絶縁工事業
 - 0893 道路標識設置工事業
 - 0894 さく井工事業

大分類 E - 製造業

中分類09 食料品製造業

小・細

分類番号

090 管理, 補助的経済活動を行う事業所(09 食料品製造業)

0900 主として管理事務を行う本社等

0909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

091 畜産食料品製造業

0911 部分肉・冷凍肉製造業

0912 肉加工品製造業

0913 処理牛乳・乳飲料製造業

0914 乳製品製造業(処理牛乳, 乳飲料を除く)

0919 その他の畜産食料品製造業

092 水産食料品製造業

0921 水産缶詰・瓶詰製造業

0922 海藻加工業

0923 水産練製品製造業

0924 塩干・塩蔵品製造業

0925 冷凍水産物製造業

0926 冷凍水産食品製造業

0929 その他の水産食料品製造業

093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業

0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)

0932 野菜漬物製造業(缶詰, 瓶詰, つぼ詰を除く)

094 調味料製造業

0941 味そ製造業

0942 しょう油・食用アミノ酸製造業

0943 ソース製造業

0944 食酢製造業

0949 その他の調味料製造業

095 糖類製造業

0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)

0952 砂糖精製業

0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業

096 精穀・製粉業

0961 精米・精麦業

0962 小麦粉製造業

0969 その他の精穀・製粉業

097 パン・菓子製造業

0971 パン製造業

0972 生菓子製造業

0973 ビスケット類・干菓子製造業

0974 米菓製造業

0979 その他のパン・菓子製造業

098 動植物油脂製造業

0981 動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く)

- 0982 食用油脂加工業
- 099 その他の食料品製造業
 - 0991 でんぷん製造業
 - 0992 めん類製造業
 - 0993 豆腐・油揚製造業
 - 0994 あん類製造業
 - 0995 冷凍調理食品製造業
 - 0996 そう(惣)菜製造業
 - 0997 すし・弁当・調理パン製造業
 - 0998 レトルト食品製造業
 - 0999 他に分類されない食料品製造業

中分類10 飲料・たばこ・飼料製造業

- 100 管理, 補助的経済活動を行う事業所(10 飲料・たばこ・飼料製造業)
 - 1000 主として管理事務を行う本社等
 - 1009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 101 清涼飲料製造業
 - 1011 清涼飲料製造業
- 102 酒類製造業
 - 1021 果実酒製造業
 - 1022 ビール類製造業
 - 1023 清酒製造業
 - 1024 蒸留酒・混成酒製造業
- 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
 - 1031 製茶業
 - 1032 コーヒー製造業
- 104 製氷業
 - 1041 製氷業
- 105 たばこ製造業
 - 1051 たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く)
 - 1052 葉たばこ処理業
- 106 飼料・有機質肥料製造業
 - 1061 配合飼料製造業
 - 1062 単体飼料製造業
 - 1063 有機質肥料製造業

中分類11 繊維工業

- 110 管理, 補助的経済活動を行う事業所(11 繊維工業)
 - 1100 主として管理事務を行う本社等
 - 1109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 111 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業
 - 1111 製糸業
 - 1112 化学繊維製造業
 - 1113 炭素繊維製造業
 - 1114 綿紡績業
 - 1115 化学繊維紡績業
 - 1116 毛紡績業
 - 1117 ねん糸製造業(かさ高加工系を除く)
 - 1118 かさ高加工系製造業

- 1119 その他の紡績業
- 112 織物業
 - 1121 綿・スフ織物業
 - 1122 絹・人絹織物業
 - 1123 毛織物業
 - 1124 麻織物業
 - 1125 細幅織物業
 - 1129 その他の織物業
- 113 ニット生地製造業
 - 1131 丸編ニット生地製造業
 - 1132 たて編ニット生地製造業
 - 1133 横編ニット生地製造業
- 114 染色整理業
 - 1141 綿・スフ・麻織物機械染色業
 - 1142 絹・人絹織物機械染色業
 - 1143 毛織物機械染色整理業
 - 1144 織物整理業
 - 1145 織物手加工染色整理業
 - 1146 綿状繊維・糸染色整理業
 - 1147 ニット・レース染色整理業
 - 1148 繊維雑品染色整理業
- 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業
 - 1151 網製造業
 - 1152 漁網製造業
 - 1153 網地製造業(漁網を除く)
 - 1154 レース製造業
 - 1155 組ひも製造業
 - 1156 整毛業
 - 1157 フェルト・不織布製造業
 - 1158 上塗りした織物・防水した織物製造業
 - 1159 その他の繊維粗製品製造業
- 116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)
 - 1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)
 - 1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)
 - 1163 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)
 - 1164 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み,下着を除く)
 - 1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む)
 - 1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類,セーター類などを除く)
 - 1167 ニット製アウターシャツ類製造業
 - 1168 セーター類製造業
 - 1169 その他の外衣・シャツ製造業
- 117 下着類製造業
 - 1171 織物製下着製造業
 - 1172 ニット製下着製造業
 - 1173 織物製・ニット製寝着類製造業
 - 1174 補整着製造業
- 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
 - 1181 和装製品製造業(足袋を含む)
 - 1182 ネクタイ製造業
 - 1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業

- 1184 靴下製造業
- 1185 手袋製造業
- 1186 帽子製造業(帽体を含む)
- 1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
- 119 その他の繊維製品製造業
 - 1191 寝具製造業
 - 1192 毛布製造業
 - 1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
 - 1194 帆布製品製造業
 - 1195 繊維製袋製造業
 - 1196 刺しゅう業
 - 1197 タオル製造業
 - 1198 繊維製衛生材料製造業
 - 1199 他に分類されない繊維製品製造業

中分類12 木材・木製品製造業(家具を除く)

- 120 管理, 補助的経済活動を行う事業所(12 木材・木製品製造業)
 - 1200 主として管理事務を行う本社等
 - 1209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 121 製材業, 木製品製造業
 - 1211 一般製材業
 - 1212 単板(ベニヤ)製造業
 - 1213 木材チップ製造業
 - 1219 その他の特殊製材業
- 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業
 - 1221 造作材製造業(建具を除く)
 - 1222 合板製造業
 - 1223 集成材製造業
 - 1224 建築用木製組立材料製造業
 - 1225 パーティクルボード製造業
 - 1226 繊維板製造業
 - 1227 銘木製造業
 - 1228 床板製造業
- 123 木製容器製造業(竹, とうを含む)
 - 1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業
 - 1232 木箱製造業
 - 1233 たる・おけ製造業
- 129 その他の木製品製造業(竹, とうを含む)
 - 1291 木材薬品処理業
 - 1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
 - 1299 他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)

中分類13 家具・装備品製造業

- 130 管理, 補助的経済活動を行う事業所(13 家具・装備品製造業)
 - 1300 主として管理事務を行う本社等
 - 1309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 131 家具製造業
 - 1311 木製家具製造業(漆塗りを除く)
 - 1312 金属製家具製造業

- 1313 マットレス・組スプリング製造業
- 132 宗教用具製造業
 - 1321 宗教用具製造業
- 133 建具製造業
 - 1331 建具製造業
- 139 その他の家具・装備品製造業
 - 1391 事務所用・店舗用装備品製造業
 - 1392 窓用・扉用日よけ, 日本びょうぶ等製造業
 - 1393 鏡縁・額縁製造業
 - 1399 他に分類されない家具・装備品製造業

中分類14 パルプ・紙・紙加工品製造業

- 140 管理, 補助的経済活動を行う事業所(14 パルプ・紙・紙加工品製造業)
 - 1400 主として管理事務を行う本社等
 - 1409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 141 パルプ製造業
 - 1411 パルプ製造業
- 142 紙製造業
 - 1421 洋紙製造業
 - 1422 板紙製造業
 - 1423 機械すき和紙製造業
 - 1424 手すき和紙製造業
- 143 加工紙製造業
 - 1431 塗工紙製造業(印刷用紙を除く)
 - 1432 段ボール製造業
 - 1433 壁紙・ふすま紙製造業
- 144 紙製品製造業
 - 1441 事務用・学用紙製品製造業
 - 1442 日用紙製品製造業
 - 1449 その他の紙製品製造業
- 145 紙製容器製造業
 - 1451 重包装紙袋製造業
 - 1452 角底紙袋製造業
 - 1453 段ボール箱製造業
 - 1454 紙器製造業
- 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
 - 1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

中分類15 印刷・同関連業

- 150 管理, 補助的経済活動を行う事業所(15 印刷・同関連業)
 - 1500 主として管理事務を行う本社等
 - 1509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 151 印刷業
 - 1511 オフセット印刷業(紙に対するもの)
 - 1512 オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)
 - 1513 紙以外の印刷業
- 152 製版業
 - 1521 製版業
- 153 製本業, 印刷物加工業

- 1531 製本業
- 1532 印刷物加工業
- 159 印刷関連サービス業
- 1591 印刷関連サービス業

中分類16 化学工業

- 160 管理,補助的経済活動を行う事業所(16 化学工業)
 - 1600 主として管理事務を行う本社等
 - 1609 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 161 化学肥料製造業
 - 1611 窒素質・りん酸質肥料製造業
 - 1612 複合肥料製造業
 - 1619 その他の化学肥料製造業
- 162 無機化学工業製品製造業
 - 1621 ソーダ工業
 - 1622 無機顔料製造業
 - 1623 圧縮ガス・液化ガス製造業
 - 1624 塩製造業
 - 1629 その他の無機化学工業製品製造業
- 163 有機化学工業製品製造業
 - 1631 石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)
 - 1632 脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)
 - 1633 発酵工業
 - 1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
 - 1635 プラスチック製造業
 - 1636 合成ゴム製造業
 - 1639 その他の有機化学工業製品製造業
- 164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
 - 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
 - 1642 石けん・合成洗剤製造業
 - 1643 界面活性剤製造業(石けん,合成洗剤を除く)
 - 1644 塗料製造業
 - 1645 印刷インキ製造業
 - 1646 洗浄剤・磨用剤製造業
 - 1647 ろうそく製造業
- 165 医薬品製造業
 - 1651 医薬品原薬製造業
 - 1652 医薬品製剤製造業
 - 1653 生物学的製剤製造業
 - 1654 生薬・漢方製剤製造業
 - 1655 動物用医薬品製造業
- 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
 - 1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水,オーデコロンを含む)
 - 1662 頭髪用化粧品製造業
 - 1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
- 169 その他の化学工業
 - 1691 火薬類製造業
 - 1692 農薬製造業
 - 1693 香料製造業
 - 1694 ゼラチン・接着剤製造業

- 1695 写真感光材料製造業
- 1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業
- 1697 試薬製造業
- 1699 他に分類されない化学工業製品製造業

中分類17 石油製品・石炭製品製造業

- 170 管理, 補助的経済活動を行う事業所(17 石油製品・石炭製品製造業)
 - 1700 主として管理事務を行う本社等
 - 1709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 171 石油精製業
 - 1711 石油精製業
- 172 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
 - 1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
- 173 コークス製造業
 - 1731 コークス製造業
- 174 舗装材料製造業
 - 1741 舗装材料製造業
- 179 その他の石油製品・石炭製品製造業
 - 1799 その他の石油製品・石炭製品製造業

中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)

- 180 管理, 補助的経済活動を行う事業所(18 プラスチック製品製造業)
 - 1800 主として管理事務を行う本社等
 - 1809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
 - 1811 プラスチック板・棒製造業
 - 1812 プラスチック管製造業
 - 1813 プラスチック継手製造業
 - 1814 プラスチック異形押出製品製造業
 - 1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
- 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
 - 1821 プラスチックフィルム製造業
 - 1822 プラスチックシート製造業
 - 1823 プラスチック床材製造業
 - 1824 合成皮革製造業
 - 1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
- 183 工業用プラスチック製品製造業
 - 1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
 - 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
 - 1833 その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
 - 1834 工業用プラスチック製品加工業
- 184 発泡・強化プラスチック製品製造業
 - 1841 軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)
 - 1842 硬質プラスチック発泡製品製造業
 - 1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
 - 1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
 - 1845 発泡・強化プラスチック製品加工業
- 185 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)
 - 1851 プラスチック成形材料製造業

- 1852 廃プラスチック製品製造業
- 189 その他のプラスチック製品製造業
 - 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
 - 1892 プラスチック製容器製造業
 - 1897 他に分類されないプラスチック製品製造業
 - 1898 他に分類されないプラスチック製品加工業

中分類19 ゴム製品製造業

- 190 管理, 補助的経済活動を行う事業所(19 ゴム製品製造業)
 - 1900 主として管理事務を行う本社等
 - 1909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 191 タイヤ・チューブ製造業
 - 1911 自動車タイヤ・チューブ製造業
 - 1919 その他のタイヤ・チューブ製造業
- 192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
 - 1921 ゴム製履物・同附属品製造業
 - 1922 プラスチック製履物・同附属品製造業
- 193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
 - 1931 ゴムベルト製造業
 - 1932 ゴムホース製造業
 - 1933 工業用ゴム製品製造業
- 199 その他のゴム製品製造業
 - 1991 ゴム引布・同製品製造業
 - 1992 医療・衛生用ゴム製品製造業
 - 1993 ゴム練生地製造業
 - 1994 更生タイヤ製造業
 - 1995 再生ゴム製造業
 - 1999 他に分類されないゴム製品製造業

中分類20 なめし革・同製品・毛皮製造業

- 200 管理, 補助的経済活動を行う事業所(20 なめし革・同製品・毛皮製造業)
 - 2000 主として管理事務を行う本社等
 - 2009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 201 なめし革製造業
 - 2011 なめし革製造業
- 202 工業用革製品製造業(手袋を除く)
 - 2021 工業用革製品製造業(手袋を除く)
- 203 革製履物用材料・同附属品製造業
 - 2031 革製履物用材料・同附属品製造業
- 204 革製履物製造業
 - 2041 革製履物製造業
- 205 革製手袋製造業
 - 2051 革製手袋製造業
- 206 かばん製造業
 - 2061 かばん製造業
- 207 袋物製造業
 - 2071 袋物製造業(ハンドバッグを除く)
 - 2072 ハンドバッグ製造業
- 208 毛皮製造業

- 2081 毛皮製造業
- 209 その他のなめし革製品製造業
- 2099 その他のなめし革製品製造業

中分類21 窯業・土石製品製造業

- 210 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (21 窯業・土石製品製造業)
 - 2100 主として管理事務を行う本社等
 - 2109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 211 ガラス・同製品製造業
 - 2111 板ガラス製造業
 - 2112 板ガラス加工業
 - 2113 ガラス製加工素材製造業
 - 2114 ガラス容器製造業
 - 2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業
 - 2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
 - 2117 ガラス繊維・同製品製造業
 - 2119 その他のガラス・同製品製造業
- 212 セメント・同製品製造業
 - 2121 セメント製造業
 - 2122 生コンクリート製造業
 - 2123 コンクリート製品製造業
 - 2129 その他のセメント製品製造業
- 213 建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く)
 - 2131 粘土かわら製造業
 - 2132 普通れんが製造業
 - 2139 その他の建設用粘土製品製造業
- 214 陶磁器・同関連製品製造業
 - 2141 衛生陶器製造業
 - 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
 - 2143 陶磁器製置物製造業
 - 2144 電気用陶磁器製造業
 - 2145 理化学用・工業用陶磁器製造業
 - 2146 陶磁器製タイル製造業
 - 2147 陶磁器絵付業
 - 2148 陶磁器用はい(坏)土製造業
 - 2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業
- 215 耐火物製造業
 - 2151 耐火れんが製造業
 - 2152 不定形耐火物製造業
 - 2159 その他の耐火物製造業
- 216 炭素・黒鉛製品製造業
 - 2161 炭素質電極製造業
 - 2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業
- 217 研磨材・同製品製造業
 - 2171 研磨材製造業
 - 2172 研削と石製造業
 - 2173 研磨布紙製造業
 - 2179 その他の研磨材・同製品製造業
- 218 骨材・石工品等製造業
 - 2181 砕石製造業

- 2182 再生骨材製造業
- 2183 人工骨材製造業
- 2184 石工品製造業
- 2185 けいそう土・同製品製造業
- 2186 鉱物・土石粉碎等処理業
- 219 その他の窯業・土石製品製造業
 - 2191 ロックウール・同製品製造業
 - 2192 石こう(膏)製品製造業
 - 2193 石灰製造業
 - 2194 鋳型製造業(中子を含む)
 - 2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業

中分類22 鉄鋼業

- 220 管理, 補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)
 - 2200 主として管理事務を行う本社等
 - 2209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 221 製鉄業
 - 2211 高炉による製鉄業
 - 2212 高炉によらない製鉄業
 - 2213 フェロアロイ製造業
- 222 製鋼・製鋼圧延業
 - 2221 製鋼・製鋼圧延業
- 223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
 - 2231 熱間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)
 - 2232 冷間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)
 - 2233 冷間ロール成型形鋼製造業
 - 2234 鋼管製造業
 - 2235 伸鉄業
 - 2236 磨棒鋼製造業
 - 2237 引抜鋼管製造業
 - 2238 伸線業
 - 2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- 224 表面処理鋼材製造業
 - 2241 亜鉛鉄板製造業
 - 2249 その他の表面処理鋼材製造業
- 225 鉄素形材製造業
 - 2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)
 - 2252 可鍛鋳鉄製造業
 - 2253 鋳鋼製造業
 - 2254 鍛工品製造業
 - 2255 鍛鋼製造業
- 229 その他の鉄鋼業
 - 2291 鉄鋼シャーシスリット業
 - 2292 鉄スクラップ加工処理業
 - 2293 鋳鉄管製造業
 - 2299 他に分類されない鉄鋼業

中分類23 非鉄金属製造業

- 230 管理, 補助的経済活動を行う事業所(23 非鉄金属製造業)

- 2300 主として管理事務を行う本社等
- 2309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 231 非鉄金属第1次製錬・精製業
 - 2311 銅第1次製錬・精製業
 - 2312 亜鉛第1次製錬・精製業
 - 2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
- 232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
 - 2321 鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)
 - 2322 アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)
 - 2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
- 233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
 - 2331 伸銅品製造業
 - 2332 アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
 - 2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
- 234 電線・ケーブル製造業
 - 2341 電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
 - 2342 光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)
- 235 非鉄金属素形材製造業
 - 2351 銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)
 - 2352 非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)
 - 2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
 - 2354 非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)
 - 2355 非鉄金属鍛造品製造業
- 239 その他の非鉄金属製造業
 - 2391 核燃料製造業
 - 2399 他に分類されない非鉄金属製造業

中分類24 金属製品製造業

- 240 管理, 補助的経済活動を行う事業所(24 金属製品製造業)
 - 2400 主として管理事務を行う本社等
 - 2409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
 - 2411 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
- 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
 - 2421 洋食器製造業
 - 2422 機械刃物製造業
 - 2423 利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)
 - 2424 作業工具製造業
 - 2425 手引のこぎり・のこ刃製造業
 - 2426 農業用器具製造業(農業用機械を除く)
 - 2429 その他の金物類製造業
- 243 暖房・調理等装置, 配管工事用附属品製造業
 - 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)
 - 2432 ガス機器・石油機器製造業
 - 2433 温風・温水暖房装置製造業
 - 2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)
- 244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)
 - 2441 鉄骨製造業
 - 2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)
 - 2443 金属製サッシ・ドア製造業

- 2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業
- 2445 建築用金属製品製造業(サッシ, ドア, 建築用金物を除く)
- 2446 製缶板金業
- 245 金属素形材製品製造業
 - 2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業
 - 2452 金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)
 - 2453 粉末や金製品製造業
- 246 金属被覆・彫刻業, 熱処理業(ほうろう鉄器を除く)
 - 2461 金属製品塗装業
 - 2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
 - 2463 金属彫刻業
 - 2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
 - 2465 金属熱処理業
 - 2469 その他の金属表面処理業
- 247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)
 - 2471 くぎ製造業
 - 2479 その他の金属線製品製造業
- 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 249 その他の金属製品製造業
 - 2491 金庫製造業
 - 2492 金属製スプリング製造業
 - 2499 他に分類されない金属製品製造業

中分類25 はん用機械器具製造業

- 250 管理, 補助的経済活動を行う事業所(25 はん用機械器具製造業)
 - 2500 主として管理事務を行う本社等
 - 2509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 251 ボイラ・原動機製造業
 - 2511 ボイラ製造業
 - 2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)
 - 2513 はん用内燃機関製造業
 - 2519 その他の原動機製造業
- 252 ポンプ・圧縮機器製造業
 - 2521 ポンプ・同装置製造業
 - 2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
 - 2523 油圧・空圧機器製造業
- 253 一般産業用機械・装置製造業
 - 2531 動力伝導装置製造業(玉軸受, ころ軸受を除く)
 - 2532 エレベータ・エスカレータ製造業
 - 2533 物流運搬設備製造業
 - 2534 工業窯炉製造業
 - 2535 冷凍機・温湿調整装置製造業
- 259 その他のはん用機械・同部分品製造業
 - 2591 消火器具・消火装置製造業
 - 2592 弁・同附属品製造業
 - 2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業
 - 2594 玉軸受・ころ軸受製造業
 - 2595 ピストンリング製造業
 - 2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業

2599 各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)

中分類26 生産用機械器具製造業

260 管理,補助的経済活動を行う事業所(26 生産用機械器具製造業)

2600 主として管理事務を行う本社等

2609 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

261 農業用機械製造業(農業用器具を除く)

2611 農業用機械製造業(農業用器具を除く)

262 建設機械・鉱山機械製造業

2621 建設機械・鉱山機械製造業

263 繊維機械製造業

2631 化学繊維機械・紡績機械製造業

2632 製織機械・編組機械製造業

2633 染色整理仕上機械製造業

2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

2635 縫製機械製造業

264 生活関連産業用機械製造業

2641 食品機械・同装置製造業

2642 木材加工機械製造業

2643 パルプ装置・製紙機械製造業

2644 印刷・製本・紙工機械製造業

2645 包装・荷造機械製造業

265 基礎素材産業用機械製造業

2651 鋳造装置製造業

2652 化学機械・同装置製造業

2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業

266 金属加工機械製造業

2661 金属工作機械製造業

2662 金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)

2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具,金型を除く)

2664 機械工具製造業(粉末や金業を除く)

267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

2671 半導体製造装置製造業

2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

269 その他の生産用機械・同部分品製造業

2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業

2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業

2693 真空装置・真空機器製造業

2694 ロボット製造業

2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

中分類27 業務用機械器具製造業

270 管理,補助的経済活動を行う事業所(27 業務用機械器具製造業)

2700 主として管理事務を行う本社等

2709 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

271 事務用機械器具製造業

2711 複写機製造業

2719 その他の事務用機械器具製造業

272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

- 2721 サービス用機械器具製造業
- 2722 娯楽用機械製造業
- 2723 自動販売機製造業
- 2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
- 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
 - 2731 体積計製造業
 - 2732 はかり製造業
 - 2733 圧力計・流量計・液面計等製造業
 - 2734 精密測定器製造業
 - 2735 分析機器製造業
 - 2736 試験機製造業
 - 2737 測量機械器具製造業
 - 2738 理化学機械器具製造業
 - 2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
- 274 医療用機械器具・医療用品製造業
 - 2741 医療用機械器具製造業
 - 2742 歯科用機械器具製造業
 - 2743 医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)
 - 2744 歯科材料製造業
- 275 光学機械器具・レンズ製造業
 - 2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業
 - 2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業
 - 2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業
- 276 武器製造業
 - 2761 武器製造業

中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

- 280 管理, 補助的経済活動を行う事業所(28 電子部品・デバイス・電子回路製造業)
 - 2800 主として管理事務を行う本社等
 - 2809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 281 電子デバイス製造業
 - 2811 電子管製造業
 - 2812 光電変換素子製造業
 - 2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)
 - 2814 集積回路製造業
 - 2815 液晶パネル・フラットパネル製造業
- 282 電子部品製造業
 - 2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
 - 2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
 - 2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業
- 283 記録メディア製造業
 - 2831 半導体メモリメディア製造業
 - 2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
- 284 電子回路製造業
 - 2841 電子回路基板製造業
 - 2842 電子回路実装基板製造業
- 285 ユニット部品製造業
 - 2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
 - 2859 その他のユニット部品製造業
- 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

中分類29 電気機械器具製造業

290 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (29 電気機械器具製造業)

2900 主として管理事務を行う本社等

2909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

2912 変圧器類製造業 (電子機器用を除く)

2913 電力開閉装置製造業

2914 配電盤・電力制御装置製造業

2915 配線器具・配線附属品製造業

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

2922 内燃機関電装品製造業

2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用, 船舶用を含む)

293 民生用電気機械器具製造業

2931 ちゅう房機器製造業

2932 空調・住宅関連機器製造業

2933 衣料衛生関連機器製造業

2939 その他の民生用電気機械器具製造業

294 電球・電気照明器具製造業

2941 電球製造業

2942 電気照明器具製造業

295 電池製造業

2951 蓄電池製造業

2952 一次電池 (乾電池, 湿電池) 製造業

296 電子応用装置製造業

2961 X線装置製造業

2962 医療用電子応用装置製造業

2969 その他の電子応用装置製造業

297 電気計測器製造業

2971 電気計測器製造業 (別掲を除く)

2972 工業計器製造業

2973 医療用計測器製造業

299 その他の電気機械器具製造業

2999 その他の電気機械器具製造業

中分類30 情報通信機械器具製造業

300 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (30 情報通信機械器具製造業)

3000 主として管理事務を行う本社等

3009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

3012 携帯電話機・PHS電話機製造業

3013 無線通信機械器具製造業

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

3015 交通信号保安装置製造業

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

- 302 映像・音響機械器具製造業
 - 3021 ビデオ機器製造業
 - 3022 デジタルカメラ製造業
 - 3023 電気音響機械器具製造業
- 303 電子計算機・同附属装置製造業
 - 3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)
 - 3032 パーソナルコンピュータ製造業
 - 3033 外部記憶装置製造業
 - 3034 印刷装置製造業
 - 3035 表示装置製造業
 - 3039 その他の附属装置製造業

中分類31 輸送用機械器具製造業

- 310 管理, 補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)
 - 3100 主として管理事務を行う本社等
 - 3109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 311 自動車・同附属品製造業
 - 3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)
 - 3112 自動車車体・附随車製造業
 - 3113 自動車部分品・附属品製造業
- 312 鉄道車両・同部分品製造業
 - 3121 鉄道車両製造業
 - 3122 鉄道車両用部分品製造業
- 313 船舶製造・修理業, 船用機関製造業
 - 3131 船舶製造・修理業
 - 3132 船体ブロック製造業
 - 3133 舟艇製造・修理業
 - 3134 船用機関製造業
- 314 航空機・同附属品製造業
 - 3141 航空機製造業
 - 3142 航空機用原動機製造業
 - 3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業
- 315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - 3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
 - 3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- 319 その他の輸送用機械器具製造業
 - 3191 自転車・同部分品製造業
 - 3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

中分類32 その他の製造業

- 320 管理, 補助的経済活動を行う事業所(32 その他の製造業)
 - 3200 主として管理事務を行う本社等
 - 3209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 321 貴金属・宝石製品製造業
 - 3211 貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業
 - 3212 貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業
 - 3219 その他の貴金属製品製造業
- 322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
 - 3221 装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)

- 3222 造花・装飾用羽毛製造業
- 3223 ボタン製造業
- 3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
- 3229 その他の装身具・装飾品製造業
- 323 時計・同部分品製造業
 - 3231 時計・同部分品製造業
- 324 楽器製造業
 - 3241 ピアノ製造業
 - 3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
- 325 がん具・運動用具製造業
 - 3251 娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)
 - 3252 人形製造業
 - 3253 運動用具製造業
- 326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
 - 3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業
 - 3262 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
 - 3269 その他の事務用品製造業
- 327 漆器製造業
 - 3271 漆器製造業
- 328 畳等生活雑貨製品製造業
 - 3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
 - 3282 畳製造業
 - 3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業
 - 3284 ほうき・ブラシ製造業
 - 3285 喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
 - 3289 その他の生活雑貨製品製造業
- 329 他に分類されない製造業
 - 3291 煙火製造業
 - 3292 看板・標識機製造業
 - 3293 パレット製造業
 - 3294 モデル・模型製造業
 - 3295 工業用模型製造業
 - 3296 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)
 - 3297 眼鏡製造業(枠を含む)
 - 3299 他に分類されないその他の製造業

大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業

中分類33 電気業

小・細

分類番号

330 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (33 電気業)

3300 主として管理事務を行う本社等

3309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

331 電気業

3311 発電所

3312 変電所

中分類34 ガス業

340 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業)

3400 主として管理事務を行う本社等

3409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

341 ガス業

3411 ガス製造工場

3412 ガス供給所

中分類35 熱供給業

350 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (35 熱供給業)

3500 主として管理事務を行う本社等

3509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

351 熱供給業

3511 熱供給業

中分類36 水道業

360 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (36 水道業)

3600 主として管理事務を行う本社等

3609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

361 上水道業

3611 上水道業

362 工業用水道業

3621 工業用水道業

363 下水道業

3631 下水道処理施設維持管理業

3632 下水道管路施設維持管理業

大分類 G - 情報通信業

中分類 37 通信業

小・細

分類番号

- 370 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (37 通信業)
 - 3700 主として管理事務を行う本社等
 - 3709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 371 固定電気通信業
 - 3711 地域電気通信業 (有線放送電話業を除く)
 - 3712 長距離電気通信業
 - 3713 有線放送電話業
 - 3719 その他の固定電気通信業
- 372 移動電気通信業
 - 3721 移動電気通信業
- 373 電気通信に附帯するサービス業
 - 3731 電気通信に附帯するサービス業

中分類 38 放送業

- 380 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (38 放送業)
 - 3800 主として管理事務を行う本社等
 - 3809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 381 公共放送業 (有線放送業を除く)
 - 3811 公共放送業 (有線放送業を除く)
- 382 民間放送業 (有線放送業を除く)
 - 3821 テレビジョン放送業 (衛星放送業を除く)
 - 3822 ラジオ放送業 (衛星放送業を除く)
 - 3823 衛星放送業
 - 3829 その他の民間放送業
- 383 有線放送業
 - 3831 有線テレビジョン放送業
 - 3832 有線ラジオ放送業

中分類 39 情報サービス業

- 390 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (39 情報サービス業)
 - 3900 主として管理事務を行う本社等
 - 3909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 391 ソフトウェア業
 - 3911 受託開発ソフトウェア業
 - 3912 組込みソフトウェア業
 - 3913 パッケージソフトウェア業
 - 3914 ゲームソフトウェア業
- 392 情報処理・提供サービス業
 - 3921 情報処理サービス業
 - 3922 情報提供サービス業
 - 3923 市場調査・世論調査・社会調査業
 - 3929 その他の情報処理・提供サービス業

中分類40 インターネット附随サービス業

400 管理, 補助的経済活動を行う事業所(40 インターネット附随サービス業)

4000 主として管理事務を行う本社等

4009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

401 インターネット附随サービス業

4011 ポータルサイト・サーバ運営業

4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ

4013 インターネット利用サポート業

中分類41 映像・音声・文字情報制作業

410 管理, 補助的経済活動を行う事業所(41 映像・音声・文字情報制作業)

4100 主として管理事務を行う本社等

4109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

411 映像情報制作・配給業

4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業, アニメーション制作業を除く)

4112 テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)

4113 アニメーション制作業

4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業

412 音声情報制作業

4121 レコード制作業

4122 ラジオ番組制作業

413 新聞業

4131 新聞業

414 出版業

4141 出版業

415 広告制作業

4151 広告制作業

416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

4161 ニュース供給業

4169 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

大分類 H - 運輸業, 郵便業

中分類 4 2 鉄道業

小・細

分類番号

420 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (42 鉄道業)

4200 主として管理事務を行う本社等

4209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

421 鉄道業

4211 普通鉄道業

4212 軌道業

4213 地下鉄道業

4214 モノレール鉄道業 (地下鉄道業を除く)

4215 案内軌条式鉄道業 (地下鉄道業を除く)

4216 鋼索鉄道業

4217 索道業

4219 その他の鉄道業

中分類 4 3 道路旅客運送業

430 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (43 道路旅客運送業)

4300 主として管理事務を行う本社等

4309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

431 一般乗合旅客自動車運送業

4311 一般乗合旅客自動車運送業

432 一般乗用旅客自動車運送業

4321 一般乗用旅客自動車運送業

433 一般貸切旅客自動車運送業

4331 一般貸切旅客自動車運送業

439 その他の道路旅客運送業

4391 特定旅客自動車運送業

4399 他に分類されない道路旅客運送業

中分類 4 4 道路貨物運送業

440 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (44 道路貨物運送業)

4400 主として管理事務を行う本社等

4409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

441 一般貨物自動車運送業

4411 一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)

4412 特別積合せ貨物運送業

442 特定貨物自動車運送業

4421 特定貨物自動車運送業

443 貨物軽自動車運送業

4431 貨物軽自動車運送業

444 集配利用運送業

4441 集配利用運送業

449 その他の道路貨物運送業

4499 その他の道路貨物運送業

中分類45 水運業

- 450 管理,補助的経済活動を行う事業所(45 水運業)
 - 4500 主として管理事務を行う本社等
 - 4509 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 451 外航海運業
 - 4511 外航旅客海運業
 - 4512 外航貨物海運業
- 452 沿海海運業
 - 4521 沿海旅客海運業
 - 4522 沿海貨物海運業
- 453 内陸水運業
 - 4531 港湾旅客海運業
 - 4532 河川水運業
 - 4533 湖沼水運業
- 454 船舶貸渡業
 - 4541 船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)
 - 4542 内航船舶貸渡業

中分類46 航空運輸業

- 460 管理,補助的経済活動を行う事業所(46 航空運輸業)
 - 4600 主として管理事務を行う本社等
 - 4609 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 461 航空運送業
 - 4611 航空運送業
- 462 航空機使用業(航空運送業を除く)
 - 4621 航空機使用業(航空運送業を除く)

中分類47 倉庫業

- 470 管理,補助的経済活動を行う事業所(47 倉庫業)
 - 4700 主として管理事務を行う本社等
 - 4709 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 471 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)
 - 4711 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)
- 472 冷蔵倉庫業
 - 4721 冷蔵倉庫業

中分類48 運輸に附帯するサービス業

- 480 管理,補助的経済活動を行う事業所(48 運輸に附帯するサービス業)
 - 4800 主として管理事務を行う本社等
 - 4809 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 481 港湾運送業
 - 4811 港湾運送業
- 482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)
 - 4821 利用運送業(集配利用運送業を除く)
 - 4822 運送取次業
- 483 運送代理店

- 4831 運送代理店
- 484 こん包業
 - 4841 こん包業(組立こん包業を除く)
 - 4842 組立こん包業
- 485 運輸施設提供業
 - 4851 鉄道施設提供業
 - 4852 道路運送固定施設業
 - 4853 自動車ターミナル業
 - 4854 貨物荷扱固定施設業
 - 4855 棧橋泊きよ業
 - 4856 飛行場業
- 489 その他の運輸に附帯するサービス業
 - 4891 海運仲立業
 - 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業

中分類49 郵便業(信書便事業を含む)

- 490 管理,補助的経済活動を行う事業所(49 郵便業)
 - 4901 管理,補助的経済活動を行う事業所
- 491 郵便業(信書便事業を含む)
 - 4911 郵便業(信書便事業を含む)

大分類 I - 卸売業, 小売業

中分類 50 各種商品卸売業

小・細

分類番号

500 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (50 各種商品卸売業)

5000 主として管理事務を行う本社等

5008 自家用倉庫

5009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

501 各種商品卸売業

5011 各種商品卸売業 (従業者が常時 100 人以上のもの)

5019 その他の各種商品卸売業

中分類 51 繊維・衣服等卸売業

510 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (51 繊維・衣服等卸売業)

5100 主として管理事務を行う本社等

5108 自家用倉庫

5109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

511 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く)

5111 繊維原料卸売業

5112 糸卸売業

5113 織物卸売業 (室内装飾繊維品を除く)

512 衣服卸売業

5121 男子服卸売業

5122 婦人・子供服卸売業

5123 下着類卸売業

5129 その他の衣服卸売業

513 身の回り品卸売業

5131 寝具類卸売業

5132 靴・履物卸売業

5133 かばん・袋物卸売業

5139 その他の身の回り品卸売業

中分類 52 飲食料品卸売業

520 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (52 飲食料品卸売業)

5200 主として管理事務を行う本社等

5208 自家用倉庫

5209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

521 農畜産物・水産物卸売業

5211 米麦卸売業

5212 雑穀・豆類卸売業

5213 野菜卸売業

5214 果実卸売業

5215 食肉卸売業

5216 生鮮魚介卸売業

- 5219 その他の農畜産物・水産物卸売業
- 522 食料・飲料卸売業
 - 5221 砂糖・味そ・しょう油卸売業
 - 5222 酒類卸売業
 - 5223 乾物卸売業
 - 5224 菓子・パン類卸売業
 - 5225 飲料卸売業(別掲を除く)
 - 5226 茶類卸売業
 - 5227 牛乳・乳製品卸売業
 - 5229 その他の食料・飲料卸売業

中分類53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

- 530 管理，補助的経済活動を行う事業所(53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業)
 - 5300 主として管理事務を行う本社等
 - 5308 自家用倉庫
 - 5309 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
- 531 建築材料卸売業
 - 5311 木材・竹材卸売業
 - 5312 セメント卸売業
 - 5313 板ガラス卸売業
 - 5314 建築用金属製品卸売業(建築用金物を除く)
 - 5319 その他の建築材料卸売業
- 532 化学製品卸売業
 - 5321 塗料卸売業
 - 5322 プラスチック卸売業
 - 5329 その他の化学製品卸売業
- 533 石油・鉱物卸売業
 - 5331 石油卸売業
 - 5332 鉱物卸売業(石油を除く)
- 534 鉄鋼製品卸売業
 - 5341 鉄鋼粗製品卸売業
 - 5342 鉄鋼一次製品卸売業
 - 5349 その他の鉄鋼製品卸売業
- 535 非鉄金属卸売業
 - 5351 非鉄金属地金卸売業
 - 5352 非鉄金属製品卸売業
- 536 再生資源卸売業
 - 5361 空瓶・空缶等空容器卸売業
 - 5362 鉄スクラップ卸売業
 - 5363 非鉄金属スクラップ卸売業
 - 5364 古紙卸売業
 - 5369 その他の再生資源卸売業

中分類54 機械器具卸売業

- 540 管理，補助的経済活動を行う事業所(54 機械器具卸売業)
 - 5400 主として管理事務を行う本社等
 - 5408 自家用倉庫
 - 5409 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
- 541 産業機械器具卸売業

- 5411 農業用機械器具卸売業
- 5412 建設機械・鉱山機械卸売業
- 5413 金属加工機械卸売業
- 5414 事務用機械器具卸売業
- 5419 その他の産業機械器具卸売業
- 542 自動車卸売業
 - 5421 自動車卸売業(二輪自動車を含む)
 - 5422 自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
 - 5423 自動車中古部品卸売業
- 543 電気機械器具卸売業
 - 5431 家庭用電気機械器具卸売業
 - 5432 電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)
- 549 その他の機械器具卸売業
 - 5491 輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
 - 5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
 - 5493 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)

中分類55 その他の卸売業

- 550 管理, 補助的経済活動を行う事業所(55 その他の卸売業)
 - 5500 主として管理事務を行う本社等
 - 5508 自家用倉庫
 - 5509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 551 家具・建具・じゅう器等卸売業
 - 5511 家具・建具卸売業
 - 5512 荒物卸売業
 - 5513 畳卸売業
 - 5514 室内装飾繊維品卸売業
 - 5515 陶磁器・ガラス器卸売業
 - 5519 その他のじゅう器卸売業
- 552 医薬品・化粧品等卸売業
 - 5521 医薬品卸売業
 - 5522 医療用品卸売業
 - 5523 化粧品卸売業
 - 5524 合成洗剤卸売業
- 553 紙・紙製品卸売業
 - 5531 紙卸売業
 - 5532 紙製品卸売業
- 559 他に分類されない卸売業
 - 5591 金物卸売業
 - 5592 肥料・飼料卸売業
 - 5593 スポーツ用品卸売業
 - 5594 娯楽用品・がん具卸売業
 - 5595 たばこ卸売業
 - 5596 ジュエリー製品卸売業
 - 5597 書籍・雑誌卸売業
 - 5598 代理商, 仲立業
 - 5599 他に分類されないその他の卸売業

中分類56 各種商品小売業

- 560 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (56 各種商品小売業)
 - 5600 主として管理事務を行う本社等
 - 5608 自家用倉庫
 - 5609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 561 百貨店, 総合スーパー
 - 5611 百貨店, 総合スーパー
- 569 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)
 - 5699 その他の各種商品小売業 (従業者が常時 50 人未満のもの)

中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業

- 570 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (57 織物・衣服・身の回り品小売業)
 - 5700 主として管理事務を行う本社等
 - 5708 自家用倉庫
 - 5709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 571 呉服・服地・寝具小売業
 - 5711 呉服・服地小売業
 - 5712 寝具小売業
- 572 男子服小売業
 - 5721 男子服小売業
- 573 婦人・子供服小売業
 - 5731 婦人服小売業
 - 5732 子供服小売業
- 574 靴・履物小売業
 - 5741 靴小売業
 - 5742 履物小売業 (靴を除く)
- 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
 - 5791 かばん・袋物小売業
 - 5792 下着類小売業
 - 5793 洋品雑貨・小間物小売業
 - 5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業

中分類 58 飲食料品小売業

- 580 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (58 飲食料品小売業)
 - 5800 主として管理事務を行う本社等
 - 5808 自家用倉庫
 - 5809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 581 各種食料品小売業
 - 5811 各種食料品小売業
- 582 野菜・果実小売業
 - 5821 野菜小売業
 - 5822 果実小売業
- 583 食肉小売業
 - 5831 食肉小売業 (卵, 鳥肉を除く)
 - 5832 卵・鳥肉小売業
- 584 鮮魚小売業
 - 5841 鮮魚小売業
- 585 酒小売業
 - 5851 酒小売業
- 586 菓子・パン小売業

- 5861 菓子小売業(製造小売)
- 5862 菓子小売業(製造小売でないもの)
- 5863 パン小売業(製造小売)
- 5864 パン小売業(製造小売でないもの)
- 589 その他の飲食料品小売業
 - 5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
 - 5892 牛乳小売業
 - 5893 飲料小売業(別掲を除く)
 - 5894 茶類小売業
 - 5895 料理品小売業
 - 5896 米穀類小売業
 - 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
 - 5898 乾物小売業
 - 5899 他に分類されない飲食料品小売業

中分類59 機械器具小売業

- 590 管理, 補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)
 - 5900 主として管理事務を行う本社等
 - 5908 自家用倉庫
 - 5909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 591 自動車小売業
 - 5911 自動車(新車)小売業
 - 5912 中古自動車小売業
 - 5913 自動車部分品・附属品小売業
 - 5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
- 592 自転車小売業
 - 5921 自転車小売業
- 593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)
 - 5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)
 - 5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)
 - 5933 中古電気製品小売業
 - 5939 その他の機械器具小売業

中分類60 その他の小売業

- 600 管理, 補助的経済活動を行う事業所(60 その他の小売業)
 - 6000 主として管理事務を行う本社等
 - 6008 自家用倉庫
 - 6009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 601 家具・建具・畳小売業
 - 6011 家具小売業
 - 6012 建具小売業
 - 6013 畳小売業
 - 6014 宗教用具小売業
- 602 じゅう器小売業
 - 6021 金物小売業
 - 6022 荒物小売業
 - 6023 陶磁器・ガラス器小売業
 - 6029 他に分類されないじゅう器小売業
- 603 医薬品・化粧品小売業

- 6031 ドラッグストア
- 6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)
- 6033 調剤薬局
- 6034 化粧品小売業
- 604 農耕用品小売業
 - 6041 農業用機械器具小売業
 - 6042 苗・種子小売業
 - 6043 肥料・飼料小売業
- 605 燃料小売業
 - 6051 ガソリンスタンド
 - 6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
- 606 書籍・文房具小売業
 - 6061 書籍・雑誌小売業(古本を除く)
 - 6062 古本小売業
 - 6063 新聞小売業
 - 6064 紙・文房具小売業
- 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
 - 6071 スポーツ用品小売業
 - 6072 がん具・娯楽用品小売業
 - 6073 楽器小売業
- 608 写真機・時計・眼鏡小売業
 - 6081 写真機・写真材料小売業
 - 6082 時計・眼鏡・光学機械小売業
- 609 他に分類されない小売業
 - 6091 ホームセンター
 - 6092 たばこ・喫煙具専門小売業
 - 6093 花・植木小売業
 - 6094 建築材料小売業
 - 6095 ジュエリー製品小売業
 - 6096 ペット・ペット用品小売業
 - 6097 骨とう品小売業
 - 6098 中古品小売業(骨とう品を除く)
 - 6099 他に分類されないその他の小売業

中分類61 無店舗小売業

- 610 管理, 補助的経済活動を行う事業所(61 無店舗小売業)
 - 6100 主として管理事務を行う本社等
 - 6108 自家用倉庫
 - 6109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 611 通信販売・訪問販売小売業
 - 6111 無店舗小売業(各種商品小売)
 - 6112 無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)
 - 6113 無店舗小売業(飲食料品小売)
 - 6114 無店舗小売業(機械器具小売)
 - 6119 無店舗小売業(その他の小売)
- 612 自動販売機による小売業
 - 6121 自動販売機による小売業
- 619 その他の無店舗小売業
 - 6199 その他の無店舗小売業

大分類 J - 金融業, 保険業

中分類 62 銀行業

小・細

分類番号

620 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (62 銀行業)

6200 主として管理事務を行う本社等

6209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

621 中央銀行

6211 中央銀行

622 銀行 (中央銀行を除く)

6221 普通銀行

6222 郵便貯金銀行

6223 信託銀行

6229 その他の銀行

中分類 63 協同組織金融業

630 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (63 協同組織金融業)

6300 主として管理事務を行う本社等

6309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

631 中小企業等金融業

6311 信用金庫・同連合会

6312 信用協同組合・同連合会

6313 商工組合中央金庫

6314 労働金庫・同連合会

632 農林水産金融業

6321 農林中央金庫

6322 信用農業協同組合連合会

6323 信用漁業協同組合連合会, 信用水産加工業協同組合連合会

6324 農業協同組合

6325 漁業協同組合, 水産加工業協同組合

中分類 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関

640 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関)

6400 主として管理事務を行う本社等

6409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

641 貸金業

6411 消費者向け貸金業

6412 事業者向け貸金業

642 質屋

6421 質屋

643 クレジットカード業, 割賦金融業

6431 クレジットカード業

6432 割賦金融業

649 その他の非預金信用機関

- 6491 政府関係金融機関
- 6492 住宅専門金融業
- 6493 証券金融業
- 6499 他に分類されない非預金信用機関

中分類65 金融商品取引業, 商品先物取引業

- 650 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (65 金融商品取引業, 商品先物取引業)
 - 6500 主として管理事務を行う本社等
 - 6509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 651 金融商品取引業
 - 6511 金融商品取引業 (投資助言・代理・運用業, 補助的金融商品取引業を除く)
 - 6512 投資助言・代理業
 - 6513 投資運用業
 - 6514 補助的金融商品取引業
- 652 商品先物取引業, 商品投資顧問業
 - 6521 商品先物取引業
 - 6522 商品投資顧問業
 - 6529 その他の商品先物取引業, 商品投資顧問業

中分類66 補助的金融業等

- 660 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (66 補助的金融業等)
 - 6600 主として管理事務を行う本社等
 - 6609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 661 補助的金融業, 金融附帯業
 - 6611 短資業
 - 6612 手形交換所
 - 6613 両替業
 - 6614 信用保証機関
 - 6615 信用保証再保険機関
 - 6616 預・貯金等保険機関
 - 6617 金融商品取引所
 - 6618 商品取引所
 - 6619 その他の補助的金融業, 金融附帯業
- 662 信託業
 - 6621 運用型信託業
 - 6622 管理型信託業
- 663 金融代理業
 - 6631 金融商品仲介業
 - 6632 信託契約代理業
 - 6639 その他の金融代理業

中分類67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)

- 670 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (67 保険業)
 - 6700 主として管理事務を行う本社等
 - 6709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 671 生命保険業
 - 6711 生命保険業 (郵便保険業, 生命保険再保険業を除く)
 - 6712 郵便保険業

- 6713 生命保険再保険業
- 6719 その他の生命保険業
- 672 損害保険業
 - 6721 損害保険業(損害保険再保険業を除く)
 - 6722 損害保険再保険業
 - 6729 その他の損害保険業
- 673 共済事業、少額短期保険業
 - 6731 共済事業(各種災害補償法によるもの)
 - 6732 共済事業(各種協同組合法等によるもの)
 - 6733 少額短期保険業
- 674 保険媒介代理業
 - 6741 生命保険媒介業
 - 6742 損害保険代理業
 - 6743 共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業
- 675 保険サービス業
 - 6751 保険料率算出団体
 - 6752 損害査定業
 - 6759 その他の保険サービス業

大分類 K - 不動産業, 物品賃貸業

中分類 68 不動産取引業

小・細

分類番号

680 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (68 不動産取引業)

6800 主として管理事務を行う本社等

6809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

681 建物売買業, 土地売買業

6811 建物売買業

6812 土地売買業

682 不動産代理業・仲介業

6821 不動産代理業・仲介業

中分類 69 不動産賃貸業・管理業

690 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (69 不動産賃貸業・管理業)

6900 主として管理事務を行う本社等

6909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

691 不動産賃貸業 (貸家業, 貸間業を除く)

6911 貸事務所業

6912 土地賃貸業

6919 その他の不動産賃貸業

692 貸家業, 貸間業

6921 貸家業

6922 貸間業

693 駐車場業

6931 駐車場業

694 不動産管理業

6941 不動産管理業

中分類 70 物品賃貸業

700 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (70 物品賃貸業)

7000 主として管理事務を行う本社等

7009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

701 各種物品賃貸業

7011 総合リース業

7019 その他の各種物品賃貸業

702 産業用機械器具賃貸業

7021 産業用機械器具賃貸業 (建設機械器具を除く)

7022 建設機械器具賃貸業

703 事務用機械器具賃貸業

7031 事務用機械器具賃貸業 (電子計算機を除く)

7032 電子計算機・同関連機器賃貸業

704 自動車賃貸業

7041 自動車賃貸業

- 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
 - 7051 スポーツ・娯楽用品賃貸業
- 709 その他の物品賃貸業
 - 7091 映画・演劇用品賃貸業
 - 7092 音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
 - 7093 貸衣しょう業(別掲を除く)
 - 7099 他に分類されない物品賃貸業

大分類 L - 学術研究, 専門・技術サービス業

中分類 71 学術・開発研究機関

小・細

分類番号

710 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (71 学術・開発研究機関)

7101 管理, 補助的経済活動を行う事業所

711 自然科学研究所

7111 理学研究所

7112 工学研究所

7113 農学研究所

7114 医学・薬学研究所

712 人文・社会科学研究所

7121 人文・社会科学研究所

中分類 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)

720 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (72 専門サービス業)

7201 管理, 補助的経済活動を行う事業所

721 法律事務所, 特許事務所

7211 法律事務所

7212 特許事務所

722 公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所

7221 公証人役場, 司法書士事務所

7222 土地家屋調査士事務所

723 行政書士事務所

7231 行政書士事務所

724 公認会計士事務所, 税理士事務所

7241 公認会計士事務所

7242 税理士事務所

725 社会保険労務士事務所

7251 社会保険労務士事務所

726 デザイン業

7261 デザイン業

727 著述・芸術家業

7271 著述家業

7272 芸術家業

728 経営コンサルタント業, 純粋持株会社

7281 経営コンサルタント業

7282 純粋持株会社

729 その他の専門サービス業

7291 興信所

7292 翻訳業 (著述家業を除く)

7293 通訳業, 通訳案内業

7294 不動産鑑定業

7299 他に分類されない専門サービス業

中分類73 広告業

730 管理,補助的経済活動を行う事業所(73 広告業)

7300 主として管理事務を行う本社等

7309 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

731 広告業

7311 広告業

中分類74 技術サービス業(他に分類されないもの)

740 管理,補助的経済活動を行う事業所(74 技術サービス業)

7401 管理,補助的経済活動を行う事業所

741 獣医業

7411 獣医業

742 土木建築サービス業

7421 建築設計業

7422 測量業

7429 その他の土木建築サービス業

743 機械設計業

7431 機械設計業

744 商品・非破壊検査業

7441 商品検査業

7442 非破壊検査業

745 計量証明業

7451 一般計量証明業

7452 環境計量証明業

7459 その他の計量証明業

746 写真業

7461 写真業(商業写真業を除く)

7462 商業写真業

749 その他の技術サービス業

7499 その他の技術サービス業

大分類 M - 宿泊業, 飲食サービス業

中分類 75 宿泊業

小・細

分類番号

750 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (75 宿泊業)

7500 主として管理事務を行う本社等

7509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

751 旅館, ホテル

7511 旅館, ホテル

752 簡易宿所

7521 簡易宿所

753 下宿業

7531 下宿業

759 その他の宿泊業

7591 会社・団体の宿泊所

7592 リゾートクラブ

7599 他に分類されない宿泊業

中分類 76 飲食店

760 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (76 飲食店)

7600 主として管理事務を行う本社等

7609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

761 食堂, レストラン (専門料理店を除く)

7611 食堂, レストラン (専門料理店を除く)

762 専門料理店

7621 日本料理店

7622 料亭

7623 中華料理店

7624 ラーメン店

7625 焼肉店

7629 その他の専門料理店

763 そば・うどん店

7631 そば・うどん店

764 すし店

7641 すし店

765 酒場, ビヤホール

7651 酒場, ビヤホール

766 バー, キャバレー, ナイトクラブ

7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ

767 喫茶店

7671 喫茶店

769 その他の飲食店

7691 ハンバーガー店

7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店

7699 他に分類されない飲食店

中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

770 管理，補助的経済活動を行う事業所(77 持ち帰り・配達飲食サービス業)

7700 主として管理事務を行う本社等

7709 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

771 持ち帰り飲食サービス業

7711 持ち帰り飲食サービス業

772 配達飲食サービス業

7721 配達飲食サービス業

大分類 N - 生活関連サービス業, 娯楽業

中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業

小・細

分類番号

780 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (78 洗濯・理容・美容・浴場業)

7800 主として管理事務を行う本社等

7809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

781 洗濯業

7811 普通洗濯業

7812 洗濯物取次業

7813 リネンサプライ業

782 理容業

7821 理容業

783 美容業

7831 美容業

784 一般公衆浴場業

7841 一般公衆浴場業

785 その他の公衆浴場業

7851 その他の公衆浴場業

789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業

7891 洗張・染物業

7892 エステティック業

7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)

7894 ネイルサービス業

7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業

中分類 79 その他の生活関連サービス業

790 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (79 その他の生活関連サービス業)

7900 主として管理事務を行う本社等

7909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

791 旅行業

7911 旅行業(旅行業者代理業を除く)

7912 旅行業者代理業

792 家事サービス業

7921 家事サービス業(住込みのもの)

7922 家事サービス業(住込みでないもの)

793 衣服裁縫修理業

7931 衣服裁縫修理業

794 物品預り業

7941 物品預り業

795 火葬・墓地管理業

7951 火葬業

7952 墓地管理業

796 冠婚葬祭業

7961 葬儀業

- 7962 結婚式場業
- 7963 冠婚葬祭互助会
- 799 他に分類されない生活関連サービス業
- 7991 食品貸加工業
- 7992 結婚相談業, 結婚式場紹介業
- 7993 写真プリント, 現像・焼付業
- 7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業

中分類 80 娯楽業

- 800 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (80 娯楽業)
- 8000 主として管理事務を行う本社等
- 8009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 801 映画館
- 8011 映画館
- 802 興行場 (別掲を除く), 興行団
- 8021 劇場
- 8022 興行場
- 8023 劇団
- 8024 楽団, 舞踏団
- 8025 演芸・スポーツ等興行団
- 803 競輪・競馬等の競走場, 競技団
- 8031 競輪場
- 8032 競馬場
- 8033 自動車・モータボートの競走場
- 8034 競輪競技団
- 8035 競馬競技団
- 8036 自動車・モータボートの競技団
- 804 スポーツ施設提供業
- 8041 スポーツ施設提供業 (別掲を除く)
- 8042 体育館
- 8043 ゴルフ場
- 8044 ゴルフ練習場
- 8045 ボウリング場
- 8046 テニス場
- 8047 バッティング・テニス練習場
- 8048 フィットネスクラブ
- 805 公園, 遊園地
- 8051 公園
- 8052 遊園地 (テーマパークを除く)
- 8053 テーマパーク
- 806 遊戯場
- 8061 ビリヤード場
- 8062 囲碁・将棋所
- 8063 マージャンクラブ
- 8064 パチンコホール
- 8065 ゲームセンター
- 8069 その他の遊戯場
- 809 その他の娯楽業
- 8091 ダンスホール
- 8092 マリーナ業

- 8093 遊漁船業
- 8094 芸ぎ業
- 8095 カラオケボックス業
- 8096 娯楽に附帯するサービス業
- 8099 他に分類されない娯楽業

大分類 O - 教育, 学習支援業

中分類 81 学校教育

小・細

分類番号

810 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (81 学校教育)

8101 管理, 補助的経済活動を行う事業所

811 幼稚園

8111 幼稚園

812 小学校

8121 小学校

813 中学校

8131 中学校

814 高等学校, 中等教育学校

8141 高等学校

8142 中等教育学校

815 特別支援学校

8151 特別支援学校

816 高等教育機関

8161 大学

8162 短期大学

8163 高等専門学校

817 専修学校, 各種学校

8171 専修学校

8172 各種学校

818 学校教育支援機関

8181 学校教育支援機関

819 幼保連携型認定こども園

8191 幼保連携型認定こども園

中分類 82 その他の教育, 学習支援業

820 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (82 その他の教育, 学習支援業)

8200 主として管理事務を行う本社等

8209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

821 社会教育

8211 公民館

8212 図書館

8213 博物館, 美術館

8214 動物園, 植物園, 水族館

8215 青少年教育施設

8216 社会通信教育

8219 その他の社会教育

822 職業・教育支援施設

8221 職員教育施設・支援業

8222 職業訓練施設

8229 その他の職業・教育支援施設

- 823 学習塾
 - 8231 学習塾
- 824 教養・技能教授業
 - 8241 音楽教授業
 - 8242 書道教授業
 - 8243 生花・茶道教授業
 - 8244 そろばん教授業
 - 8245 外国語会話教授業
 - 8246 スポーツ・健康教授業
 - 8249 その他の教養・技能教授業
- 829 他に分類されない教育, 学習支援業
 - 8299 他に分類されない教育, 学習支援業

大分類 P - 医療, 福祉

中分類 83 医療業

小・細

分類番号

830 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (83 医療業)

8300 主として管理事務を行う本社等

8309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

831 病院

8311 一般病院

8312 精神科病院

832 一般診療所

8321 有床診療所

8322 無床診療所

833 歯科診療所

8331 歯科診療所

834 助産・看護業

8341 助産所

8342 看護業

835 療術業

8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所

8359 その他の療術業

836 医療に附帯するサービス業

8361 歯科技工所

8369 その他の医療に附帯するサービス業

中分類 84 保健衛生

840 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (84 保健衛生)

8400 主として管理事務を行う本社等

8409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

841 保健所

8411 保健所

842 健康相談施設

8421 結核健康相談施設

8422 精神保健相談施設

8423 母子健康相談施設

8429 その他の健康相談施設

849 その他の保健衛生

8491 検疫所 (動物検疫所, 植物防疫所を除く)

8492 検査業

8493 消毒業

8499 他に分類されない保健衛生

中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業

850 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (85 社会保険・社会福祉・介護事業)

- 8500 主として管理事務を行う本社等
- 8509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 851 社会保険事業団体
 - 8511 社会保険事業団体
- 852 福祉事務所
 - 8521 福祉事務所
- 853 児童福祉事業
 - 8531 保育所
 - 8539 その他の児童福祉事業
- 854 老人福祉・介護事業
 - 8541 特別養護老人ホーム
 - 8542 介護老人保健施設
 - 8543 通所・短期入所介護事業
 - 8544 訪問介護事業
 - 8545 認知症老人グループホーム
 - 8546 有料老人ホーム
 - 8549 その他の老人福祉・介護事業
- 855 障害者福祉事業
 - 8551 居住支援事業
 - 8559 その他の障害者福祉事業
- 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
 - 8591 更生保護事業
 - 8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業

大分類 Q - 複合サービス事業

中分類 86 郵便局

小・細

分類番号

860 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (86 郵便局)

8601 管理, 補助的経済活動を行う事業所

861 郵便局

8611 郵便局

862 郵便局受託業

8621 簡易郵便局

8629 その他の郵便局受託業

中分類 87 協同組合 (他に分類されないもの)

870 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (87 協同組合)

8701 管理, 補助的経済活動を行う事業所

871 農林水産業協同組合 (他に分類されないもの)

8711 農業協同組合 (他に分類されないもの)

8712 漁業協同組合 (他に分類されないもの)

8713 水産加工業協同組合 (他に分類されないもの)

8714 森林組合 (他に分類されないもの)

872 事業協同組合 (他に分類されないもの)

8721 事業協同組合 (他に分類されないもの)

大分類 R - サービス業(他に分類されないもの)

中分類 88 廃棄物処理業

小・細

分類番号

880 管理, 補助的経済活動を行う事業所(88 廃棄物処理業)

8800 主として管理事務を行う本社等

8809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

881 一般廃棄物処理業

8811 し尿収集運搬業

8812 し尿処分業

8813 浄化槽清掃業

8814 浄化槽保守点検業

8815 ごみ収集運搬業

8816 ごみ処分業

8817 清掃事務所

882 産業廃棄物処理業

8821 産業廃棄物収集運搬業

8822 産業廃棄物処分業

8823 特別管理産業廃棄物収集運搬業

8824 特別管理産業廃棄物処分業

889 その他の廃棄物処理業

8891 死亡獣畜取扱業

8899 他に分類されない廃棄物処理業

中分類 89 自動車整備業

890 管理, 補助的経済活動を行う事業所(89 自動車整備業)

8901 管理, 補助的経済活動を行う事業所

891 自動車整備業

8911 自動車一般整備業

8919 その他の自動車整備業

中分類 90 機械等修理業(別掲を除く)

900 管理, 補助的経済活動を行う事業所(90 機械等修理業)

9000 主として管理事務を行う本社等

9009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

901 機械修理業(電気機械器具を除く)

9011 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)

9012 建設・鉱山機械整備業

902 電気機械器具修理業

9021 電気機械器具修理業

903 表具業

9031 表具業

909 その他の修理業

9091 家具修理業

- 9092 時計修理業
- 9093 履物修理業
- 9094 かじ業
- 9099 他に分類されない修理業

中分類91 職業紹介・労働者派遣業

- 910 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (91 職業紹介・労働者派遣業)
 - 9100 主として管理事務を行う本社等
 - 9109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 911 職業紹介業
 - 9111 職業紹介業
- 912 労働者派遣業
 - 9121 労働者派遣業

中分類92 その他の事業サービス業

- 920 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (92 その他の事業サービス業)
 - 9200 主として管理事務を行う本社等
 - 9209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 921 速記・ワープロ入力・複写業
 - 9211 速記・ワープロ入力業
 - 9212 複写業
- 922 建物サービス業
 - 9221 ビルメンテナンス業
 - 9229 その他の建物サービス業
- 923 警備業
 - 9231 警備業
- 929 他に分類されない事業サービス業
 - 9291 ディスプレイ業
 - 9292 産業用設備洗浄業
 - 9293 看板書き業
 - 9294 コールセンター業
 - 9299 他に分類されないその他の事業サービス業

中分類93 政治・経済・文化団体

- 931 経済団体
 - 9311 実業団体
 - 9312 同業団体
- 932 労働団体
 - 9321 労働団体
- 933 学術・文化団体
 - 9331 学術団体
 - 9332 文化団体
- 934 政治団体
 - 9341 政治団体
- 939 他に分類されない非営利的団体
 - 9399 他に分類されない非営利的団体

中分類94 宗教

- 941 神道系宗教
 - 9411 神社, 神道教会
 - 9412 教派事務所
- 942 仏教系宗教
 - 9421 寺院, 仏教教会
 - 9422 宗派事務所
- 943 キリスト教系宗教
 - 9431 キリスト教教会, 修道院
 - 9432 教団事務所
- 949 その他の宗教
 - 9491 その他の宗教の教会
 - 9499 その他の宗教の教団事務所

中分類95 その他のサービス業

- 950 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (95 その他のサービス業)
 - 9501 管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 951 集会場
 - 9511 集会場
- 952 と畜場
 - 9521 と畜場
- 959 他に分類されないサービス業
 - 9599 他に分類されないサービス業

中分類96 外国公務

- 961 外国公館
 - 9611 外国公館
- 969 その他の外国公務
 - 9699 その他の外国公務

大分類 S - 公務(他に分類されるものを除く)

中分類97 国家公務

小・細

分類番号

971 立法機関

9711 立法機関

972 司法機関

9721 司法機関

973 行政機関

9731 行政機関

中分類98 地方公務

981 都道府県機関

9811 都道府県機関

982 市町村機関

9821 市町村機関

大分類 T - 分類不能の産業

中分類 99 分類不能の産業

小・細

分類番号

999 分類不能の産業

9999 分類不能の産業

日本標準産業分類における小・細分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方

政府内における日本標準産業分類の小・細分類項目の新設、廃止等の検討に当たっては、従来から直近上位の分類の1割以上といういわゆる「量的基準」に加え、産業構造の変化、統計上の必要性、国際分類との比較可能性等についてデータや意見を集め総合的に勘案してきたが、今般の検討に当たり、この総合勘案も加味して視点を整理し、基本的な考え方とした。

1 客観的・数量的な視点

検討の対象となる産業の事業所数、従業者数、生産額等が直近上位の分類に対して一割以上の規模を有していること（いわゆる量的基準）。

2 産業分類において勘案が必要な1以外の視点

- (1) 国内産業の全体の中で一定のプレゼンスが認められること。
- (2) 統計調査上の有用性の観点から、調査実施者、報告者が把握できるような明確に区分された産業形態であること。
- (3) 国内産業の相互の連関の把握に役立たせる観点から、他の産業との関連に特徴を有していること。
- (4) 産業政策上、新規産業に係る統計を作成する必要がある等のニーズがあること。
- (5) 国際比較可能性があること。
- (6) 統計の連続性の観点から、過去との接続に問題がないこと、及び将来的にも安定した産業規模であること。

第12回統計基準部会結果概要

- 1 日 時 平成25年7月5日(金)14:59~17:01
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 深尾京司
 - (委 員) 縣公一郎、中村洋一
 - (専 門 委 員) 佐藤聖、菅幹雄
 - (審議協力者) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：佐々木企画官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：池田審査官、高田国際統計管理官ほか
- 4 議 題 日本標準産業分類の変更について
- 5 概 要

事務局から第11回統計基準部会での指摘事項(歴史の変遷や分類の基準の順番等)に対して説明を行った。

「一般原則」を今回、統計基準として明確化することについては了解された。ただし、一般原則の内容については、今回の改定には反映しないが、答申に残す事項として4点の指摘があった。

また、前回統計審議会の答申における指摘事項への対応については、基本的に了解されたが、一部「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「無店舗小売業」の検証については、引き続き行っていくことが適当とされた。

以上2点について、答申案の原案を示す際には再度議論することとされた。

今回改定の新設項目について各担当府省より説明があり、基本的考え方に沿って審議した結果、適当であるとされた。なお、「コールセンター業」については、自社内のコールセンターの扱いを次回部会で再度確認することとなった。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 第11回統計基準部会における指摘事項等への回答

一般原則の歴史の変遷をみると、大きい変更が3つある。一点は、第4回改定(昭和32年)時に附随的事业所を主事業所と同じ分類とする扱いから、経済活動の種類によって分類する扱いに変更した。付随事業所の扱いが、それ以前はアメリカと同じ需要ベースの分類方法だったのを、供給ベースにするという変更を行ったことになる。アメリカが1997年にこの方法を採用するまで40年ほど先行していたことになる。ただ、扱いが徹底されていなかったため、アメリカが採用した時に日本が遅れているイメージを与えてしまった。

2点目は、それまでの事業所の定義は諸帳簿に注目したアクティビティに近い概念だったが、この改定時に区画を重視した国際的にはロケーションといわれる概念に変更した。この結果、一つの事業所が複数の経済活動を行うことを認めてしまったため、産業統計上様々な問題が発生した。50年続いているので、なかなか変えられない。

3点目は、前回(第12回)の改定で「産業の定義」の記述内容のところで、「社会的分業」という表現がなじみがないからという理由で削除してしまった。産業統計としてはなじみがない表現だったが、社会的な分業を分析する国勢調査の視点からは適切だったと思う。一方的な見方で削除されているので、次回改定時に検討してはどうか。

資料2の分類の基準について、はちみつの製造と製糖業を例にして考えると(1)の「(用途, 機能など)」という点では似ているが、(2)の「(設備, 技術など)」の点でみるとかなり異なる。このような場合、どちらを優先するかといった問題が出てくる。また、(3)の表現は需要ベース・供給ベースの見方が入り混じった形になっている。今回は大がかりな改定ではないので、これで差し支えないということであればこのままで理解はする。

産業の定義に「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない」とあるが、SNAでは家計における自家消費のための財の生産は概念上生産に含め、サービスは含めないという整理になっている。農家の自家消費用の生産も農業統計では生産として把握されているので、「産業の定義」と矛盾が生じるのではないか。

確認する。

「一般原則」を今回、統計基準として明確化することについて適当であるをしたい。また、内容については、今回の改定には反映しないが、指摘事項として答申に残す事項の指摘をいただいたということにしたい。整理すると、4つの指摘があった。附随事業所を供給ベースにするかどうか。事業所の定義の検討。「社会的分業」という表現を戻すかどうか。分類の基準の優先順位が分かりにくい。

また、前回の統計基準部会(第11回)で議論された前回統計審議会の答申における指摘事項への対応については、基本的に了解とするが、「管理, 補助的経済活動を行う事業所」と「無店舗小売業」については引き続き検証していくことにする。

以上について、答申案の原案を示す際には再度議論したい。

(2) 今回の改定内容について

・「小分類 幼保連携型認定こども園」の新設

内閣府から、資料に基づき説明。

幼保連携型認定こども園については、幼稚園、保育所の両方の性格を持っている。しかも大分類で異なる。教育という扱いになったが、所管が違うからその他の大分類にするという扱いにならなかった事例として評価してよいと思う。

保育よりも教育の性格が強いという判断があったのか。

コスト等を基に判断すべきとの意見もあったが、どちらにすべきか判断が難しかった。幼稚園と並列すると小分類、保育所と並列すると細分類となるが、データのユーザーとしては小分類として立てた方が結果表章されやすく、組み替えが可能となるので教育に新設したという面もある。

・「細分類 市場調査・世論調査・社会調査業」の新設

経済産業省から、資料に基づき説明。

現行の「3929 その他の情報処理・提供サービス業」の例示は「市場調査業」、「世論調査業」だけなので、細分類として「市場調査・世論調査・社会調査業」を新設すると、3929には何が残るのか。

諮問前にも議論はあったが、何が残るかは特定できる状況に至らなかった。何らかの事業所が残る可能性もあるので、今後の統計調査で状況を明確にしたい。

・「細分類 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」の新設

経済産業省から、資料に基づき説明。

リラクゼーション業の新設について、ヘルスケア産業の振興や消費者保護の観点からも妥当だと思う。ただ資料の中で「...ヘルスケア産業を構成する一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。」という文言があるが、積極的な書きぶりにした方がよろしいのではないかと。また、組織率の低い業界団体のデータを根拠に使うのは妥当なのか。

ヘルスケア産業全体ではなく、個別にリラクゼーション業やネイルサービス業に関して、具体的な施策が今現在あるかということ必ずしもそうではないので、「見込まれる」という表現を使っている。

また、業界団体のデータを用いることについては、公的統計でしか数値根拠を示せないのはいかがなものかという議論があった。用いているデータは、外部委託で全件電話調査を行うなどしたもので調査内容については精度が高いと考えて利用した。

・「細分類 ネイルサービス業」の新設

経済産業省から、資料に基づき説明。特に意見はなく了承された。

・「細分類 コールセンター業」の新設

総務省から、資料に基づき説明。

資料に「大手通販会社などでは、現在でも、自社内に大規模なコールセンターを抱えていることが多い」という記述がある。こういった事業所は現在、中分類「61 無店舗小売業」の細分類「6109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所」に分類されると考えられるが、改定案の×例示に「通販会社の自社コールセンター」を入れた方がよいのではないかと。

コールセンターが事業所として独立している場合は、本分類項目に含まれるものと考えている。

補助的経済活動については、倉庫、運搬、修理などの活動に限定しており、例えば、自社の研究所なら、中分類「71 学術・開発研究機関」というように独立した事業所であれば、その経済活動によって分類されるというのが原則であり、コールセンターも同じ扱いになるものと考えている。

通販会社については本社業務のかなりの部分がコールセンター業務になっており、それ

をコールセンターに分類すると、無店舗小売業の本社になる事業所がなくなってしまうのではないかと。

想定をいくつか考えないといけないかと思う。自社コールセンターについて、区画内のものもあれば、場所を異にするものもある。事業所は場所ごとに1単位と前提があるが、本社機能を持ちながらコールセンターがビルの中にある場合もあるのでケースによって異なってくる。

コールセンターの項目を立てること自体に問題はないが、通販会社等の自社コールセンターの扱いをはっきりした方がいいのではないかと。

コールセンターの内容例示と無店舗小売業でコールセンター機能が大きくなった場合の扱いについて次回整理し議論する。

・分類項目名の変更について

「国内市場商品先物取引業」の「国内市場」をとって、外国商品市場取引業を含めるということであるが、それまで外国商品市場取引業が含まれていた「その他の商品先物取引業、商品投資業」には何があるのか。

ここには、例示として「特定店頭商品デリバティブ取引業者」等を今回入れることとしている。

6 次回の日程

平成25年8月2日(金) 15時から中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室において開催することとされた。

以上

第13回統計基準部会結果概要

- 1 日時 平成25年8月2日（金）14:56～16:09
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3 出席者
 - （部会長） 深尾京司
 - （委員） 中村洋一
 - （専門委員） 佐藤聖、菅幹雄
 - （審議協力者） 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
 - （事務局） 内閣府統計委員会担当室：佐々木企画官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：池田審査官ほか
- 4 議題 日本標準産業分類の変更について
- 5 概要

- 第12回統計基準部会での指摘事項に対し、次のとおり説明を行った。

「一般原則」について、事務局から「産業の定義」にある「家計における自家消費」の趣旨を説明。「産業の定義」に関する記述は、今回は変更しないことで了解された。

「コールセンター業」について、総務省統計局から一つの事業所がコールセンターの機能と他の経済活動を併せて行っている場合は、他の経済活動が卸売業、小売業であれば大分類「卸売業、小売業」となるがコールセンターが独立した事業所としてとらえられる場合はコールセンター業になることを説明し了解された。

- 「調剤薬局」は、①「名称の変更」について、今回変えるのは適当でないが、次回に向けて検討することを議事録又は答申文に残す。②「項目の大分類の移動」について、国際比較などの問題があり変えるのは適当ではなく、今後の課題として記載することはしない。

「レッカー車業」は、事業所数以外の情報等が十分把握できておらず、その他検討すべき事項があるので分類を新設せず、今後関係府省と引き続き情報収集や国際比較の観点からどのようにすべきかを検討するというを、議事録又は答申文に残すこととする。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）第12回統計基準部会における指摘事項等への回答

- SNAでは農家の家族・親族向けの小規模な米の生産は「家計における主に自家消費のための財の生産」に該当するのではないかと思う。自家消費のための生産活動、例えば家庭菜園等は、把握する統計がないという整理の方が分かり易いのではないか。

この議論は、一般原則を見直す際の記録として残しておいていただければよい。

- 前回の部会で一般原則についていくつか指摘をしたが、答申文に記載するのではなく、議事録に書いて頂くのが重要。今後発表される経済センサス-活動調査の結果を十分に分析してから、一般原則の変更についての議論を始めるのがよろしいかと思う。

(2) 個別の検討課題について

・「細分類 調剤薬局」の取扱いについて

事務局及び厚生労働省医薬食品局からそれぞれ説明。

- 名称について、薬局は薬局であり、調剤を行わない薬局は無いので、「調剤薬局」を「薬局」あるいはせめて「薬局（調剤を主とするもの）」にすべきという意見は理解できる。今回はこのままであったとしても、今後は名称変更の検討の余地があるのではないかと。
- 「調剤薬局」の分類を「小売業」から「医療業」に変更する議論は過去に済んでおり、今の「小売業」に分類するといった結論が出ている。その後、何か大きな産業上や国民生活上の意味があって主張しているのか。
 - 「調剤薬局」について、議論のあった10年前から比べると「医療計画」に位置付けられ、多少都道府県でばらつきがあり、途上ではあるが国民生活の中に浸透してきている。
- 分類間の移動について議論するにも、どういう条件が揃ったら始めるのかということに絞った方が良くと思う。
- 「薬局」はISICでは「小売業」に分類されており、大分類をまたいで分類を移すのは、国際比較上も考えにくい。かなり規模も大きな産業のため深刻な問題が生じる。業法によるものでなく、医薬品の販売という経済活動という視点から考えるべきで、大分類や中分類を変えるのは適切ではない。
- 統計の一般ユーザーの立場から考えると、「調剤薬局」のデータが医療業に分類されているとは考えないので、国際比較に支障がでる。現時点で、分類項目は立っており、利用者が組み替えることができよう設計されている。特殊なニーズは専門家が処理すればよく一般に押しつけるのはおかしい。一般の人が使えることが重要。
 - 統計の利用者の立場は分かるが、一方調査実施上の視点から見ると、調査客体である薬局は自分達は医療を担っていると思っている。調査環境が悪化している中で、調査客体の要望を聞くという考え方もあるのではないかと。また、国際比較の観点でも、「調剤薬局」が日本独自のものであるということが言えるのではないかと。日本の国民皆保険制度のこともある。
- 今回の議論は受けとめるが、今後については、「経済センサス-活動調査の実施状況などを踏まえ検討する」など大分類間の移動について課題として答申文や議事録に残せないかと。
 - 分類の移動を、課題として書くことはできない。今後の状況変化等はあるが、それは次回また厚生労働省内で検討し必要があれば提案すればよいのではないかと。それを妨げるものではない。

・「レッカー車業」の取扱いについて

事務局から、資料に基づき説明。

- レッカー車業は ISIC 及び NAICS では「運輸業」に分類されるが、日本標準産業分類では中分類「92 その他の事業サービス業」に分類されている。何か理由はあるのか。
 - 主に事業所に対するサービスであるということで中分類「92 その他の事業サービス業」に分類されている。
 - 自動車の牽引は、貨物運送に当たらないという法制度になっているため。
 - ISIC に合わせた方が良い気がするが、今決めることではない。また、新設するかどうかという論点もある。

- 自動車修理業と関連した産業であることの影響もあるのか。
 - 自動車整備業は、大分類は同じ「R サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「89 自動車整備業」に分類される。

- レッカー車業について、国土交通省はどう位置付けるつもりなのか。
 - どの分類がふさわしいのか明確な意見はない。レッカー車業は一定のプレゼンスのある業界と考えており、実態の把握を含め、調査の結果次第では、分類を立てることを考えている。

- レッカー車業は事業所数以外の実態が把握できておらず、事業所数も量的基準に満たないので、今回は分類項目の新設を行わないことが妥当である。どこの大分類・中分類に分類するかも含め、引き続き検討することを議事録か答申に残したい。

・その他

- 前回議論した「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」についてだが、英語の「relaxation」は「リラクゼーション」と読むべきではないか。
 - 確認して次回、回答する。

(3) 今後の予定

次回は8月27日（火）、13時から中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室で開催し、答申案について議論する。

以上

第14回統計基準部会結果概要

- 1 日時 平成25年8月27日(火) 12:57~13:45
 - 2 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
 - 3 出席者
 - (部会長) 深尾京司
 - (委員) 中村洋一
 - (専門委員) 佐藤聖
 - (審議協力者) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
 - (事務局) 内閣府統計委員会担当室：佐々木企画官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：池田審査官ほか
 - 4 議題 日本標準産業分類の変更について
 - 5 概要
 - 前回部会での指摘事項(「リラクゼーション」は「リラクゼーション」ではないか)に対して経済産業省から説明を行い、多くの事業者で「リラクゼーション業」という名称を用いていること等を勘案し、原案のとおりとすることとなった。
 - 事務局から答申文案について読み上げた後、審議。指摘のあった修正点は、次のとおり。
 - 「分類項目の変更」で、前回改定からの経過年数の記載を修正(平成19年から6年を経過)する。
 - 「分類項目名の変更」で、制度変更があったものの理由を、表の下に注記の形で簡単に記載する。
 - 「今後の課題」で、「無店舗小売業」と関連してマーケットプレイスを展開している事業所を、どう産業分類に反映していくのか今後検討することを記述する。
 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。
- (1) 第13回統計基準部会における指摘事項等への回答
- 経済産業省より資料1(前回部会における指摘事項への回答)に基づいて説明。
- 英語の発音としては適切ではないカタカナ表記に合わせた「リラクゼーション業」を統計基準とするより、もっとも適切な表記にしておいた方がいいのではないか。
- 海外で通用しない日本語英語は昔から使われており、テレビなどは日本標準産業分類でも使われている。
- 日本標準職業分類では「リラクゼーションセラピスト」が内容例示に記載されているが、その際は議論にならなかったのか。
- 特に議論にはなっていない。
- 個人的には「リラクゼーション」という表現には反対だが、部会の判断に従うこととした。

すでに相当数の事業者が「リラクゼーション業」を用いているので、業界団体が整理すべき問題であるとも考えられ、必ずしも統計の課題ではないのではないか。事業者の大勢を占めていることや、職業分類でも「リラクゼーション」という表現を用いていることを考慮した方がいい。

「リラクゼーション」とすべきとの意見も理解できる。ただ、日本標準職業分類の改定時には議論されていないのではないかと思うが、「リラクゼーション」で記載されているので、今回は「リラクゼーション」で認めることとしたい。

(2) 答申文案について

事務局から資料2（答申文案）を読み上げ。

P1に「前回改定（平成19年）から5年が経過し…」とあるが、6年が経過しているのではないかと。また、P4の分類項目名の変更一覧表について、変更理由が後日分かった方がいいので、自明のものを除き、理由を注記してはどうか。

「無店舗小売業」について答申文案に指摘いただいたのはありがたい。過去の部会でもう1点指摘したのは、ビジネスモデルとしてマーケットプレイスを展開している企業である。その企業の売上が「情報通信業」に入ってしまう、売場を提供しているという整理になっている。小売業としての売上が出てこないの、今後、マーケットプレイスの売上が大きくなったときに、分類体系の中で整理していただくよう議事録に留めてもらいたい。

○ 数値的にマーケットプレイスに関して、いくら取引があるのか公的な統計で明確になっているものはないという認識をもっている。また、「インターネット附随サービス業」と「無店舗小売業」の境目がどこにあるのか不明瞭という問題意識も持っている。次回の改定において、この問題を整理することに関し同意できる。

○ マーケットプレイスは、規模的に見ても大きな問題だと思うので、議事録だけではなく、書きぶりは事務局、経済産業省等と相談する必要があるが、「無店舗小売業」と並べた形で入れてもよいかと思う。

相談しながら修正案文を検討したい。

○ 前回改定の議事録で、無店舗小売による代理・仲立業は「6199 その他の無店舗小売業」に属するのではないかと議論されている。無店舗小売における代理・仲立業とマーケットプレイス業の実態は一緒なのか判断がつかない部分がある。実態が一緒なのであれば、インターネットの出店者から得る手数料は、「無店舗小売業」に入るのが妥当ではないかという考え方も出てくる。政府統計として数字が明確でない上に、外部から営業収益等を分析できないために実態がどうなのか分からない。

小売に着目した代理・仲立業と現在「インターネット附随サービス業」で捉えているであろうモール出品の関連性を調査した上で、分類としての考え方を明確にするべきだと考える。

重要な問題であり、分類としての判断について検討中とのことであるので「今後の課題」に何らかの形で記述する。記述の詳細については、部会長・事務局側に任せていただきたい。

(3) 今後の予定

本部会の予備日を9月13日としていたが開催しないこととする。なお、答申文案は、文書審査を経て9月27日に開催される統計委員会で答申されることとなる。

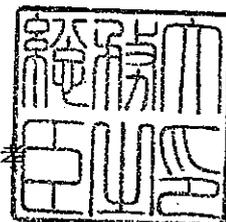
以上



総政企第103号
平成25年5月17日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第53号
日本標準産業分類の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準を別紙のとおり変更するに当たり、同法第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

1 「日本標準産業分類」とは

(1) 「日本標準産業分類」は、統計調査の結果を産業別に表示する際の統計基準（統計調査の対象の明確化や統計分野以外の行政分野においても利用）

「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的基準（統計法第 2 条第 9 項）

(2) 昭和 24 年に設定。5～10 年毎の改定。現行は第 12 回改定（平成 19 年 11 月）。

2 現行の分類項目の構成と項目数

大分類(20)、中分類(99)、小分類(529)、細分類(1455)

3 今回改定の目的

前回改定（平成 19 年）から 6 年を経過し、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、事業所に関する母集団情報を更新する経済センサス基礎調査の実施される平成 26 年度以降において適用される産業分類の統計基準を更新すること。

なお、今回の改定は「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）で、統計基準の見直しは、設定後「おおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」としたことに対応するものである。

4 改定案の概要

(1) 「一般原則」の統計基準であることの明確化

従来から、分類項目と一体的に定めてきた「一般原則」部分について、日本標準職業分類の第 5 回改定の際の統計委員会第 17 号答申の趣旨を踏まえ、統計基準に含めることとする。

(2) 分類項目の変更

ア 分類項目の新設（小分類 1、細分類 5）

幼保連携型認定こども園

平成 27 年施行の幼保連携型認定こども園に係る新制度を踏まえ、現在の幼保連携型認定こども園等からの相当数の新制度への移行が見込まれ、かつ、新制度制定の趣旨・経緯に鑑み、この産業に係る政策の展開上の必要が相当見込まれることから、「大分類 0-教育,学習支援業、中分類 81 学校教育」の下に「小分類 819 幼保連携型認定こども園」を新設する（この小分類には、「細分類 8191 幼保連携型認定こども園」を併せて新設する。）。

市場調査・世論調査・社会調査業

商品開発や店舗配置計画等に資する市場調査や、社会の一定の事象を世論調査あるいは統計調査により情報を収集・分析しその結果を提供する活動については、従来は、「大分類 G-情報通信業、中分類 39 情報サービス業、小分類 392 情報処理・提供サービス業」の下の「細分類 3929 その他の情報処理・提供サービス業」に分類されてきた。

この活動を行う事業所については、昨今相当数あると言われ、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられ、今後の政策の展開においては一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。また、ISO(国際標準化機構)が定める国際規格の中で当該活動に相当する活動について「ISO20252 市場・世論・社会調査 - 用語及びサービス要求事項」が定義されるなど、国際的にも一つの産業活動として把握される例が見出せる。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 M 専門、科学及び技術サービス業、中分類 73 広告・市場調査業」の下の「小分類 732 市場調査・世論調査業、細分類 7320 市場調査・世論調査業」として位置付けられている。

以上から、「小分類 392 情報処理・提供サービス業」の下に、「細分類 3929 その他の情報処理・提供サービス業」から分離した新細分類として「細分類 3923 市場調査・世論調査・社会調査業」を新設する。

リラクゼーション業（手技を用いるもの）

手技を用いて顧客の心身の緊張を弛緩させるための施術をする活動については、従来は、「大分類 N-生活関連サービス業、娯楽業、中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業、小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に分類されてきた（ただし、例示はされておらず、「大分類 P-医療・福祉業、中分類 83 医療業、小分類 835 療術業」の下の「細分類 8359 その他の療術業」として把握されていた可能性は否定できない。）。

この活動を行う事業所について、近年顕著に増えていると言われ、活動の特徴や他産業との関係についても「手技を用いるもの」に限定することにより一個のものとして把握できると考えられる。政策面での必要性に着目すれば、ヘルスケア産業の振興や業態に着目した消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 S その他のサービス業、中分類 96 その他の個人向けサービス業、小分類 960 その他の個人向けサービス業、細分類 9609 他に分類されないその他の個人向けサービス業」の例示として「マッサージ業」がある。

以上から、「小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」から分離した新細分類として「細分類 7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」を新設する。

ネイルサービス業

手指、足指の爪にマニキュア等を用いて化粧・装飾を施すネイルアートについては、近年、年齢層を問わず普及しつつあるライフスタイルの一つと言える。また、同様の施術により爪の補強を行うことに関する消費者のニーズもあるため、これら爪の化粧・装飾・補強を専門に顧客に施す事業への参入が拡大している。このような活動については、従来は、「大分類 N-生活関連サービス業、娯楽業、中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業、小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に分類されてきた。

この活動を行う事業所について、いわゆる「ネイル産業」など近年顕著に増えていると言われ、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられる。政策面での必要性に着目すれば、ヘルスケア産業の振興や業態に着目した消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 S その他のサービス業、中分類 96 その他の個人向けサービス業、小分類 960 その他の個人向けサービス業、細分類 9602 理容及びその他の美容サービス業」の例示として「マニキュア、ペディキュア業」がある。

以上から、「小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」から分離した新細分類として「細分類 7894 ネイルサービス業」を新設する。

コールセンター業

他の事業者の委託を受け、主として電話・メールによる当該他の事業者の顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う活動については、従来は、「大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)、中分類 92 その他の事業サービス業、小分類 929 他に分類されない事業サービス業」の下の「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されてきた(ただし、例示はされていない。)。

この活動を行う事業所については、一般に一事業所当たりの従業者数が多い上に、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられる。政策面での必要性に着目すれば、地方における雇用対策の企業誘致の際に有望視されることも多く、政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生じている。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 N 管理・支援サービス業、中分類 82 事務管理、事務支援及びその他の事業支援サービス業、小分類 822 コールセンター、細分類 8220 コールセンター」となっている。

以上から、「小分類 929 他に分類されない事業サービス業」の下の「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」から分離した新細分類として「細分類 9294 コールセンター業」を新設する。

イ 分類項目の移動(細分類の小分類間の移動 1)

床板製造業に関し、現在国内で生産されている床板の95%が、複合フローリングとなっており、製材のグループよりも造作材製造のグループに分類し直す方が実態をより反映するものと考えられることから、「大分類E-製造業、中分類12木材・木製品製造業(家具を除く)」の下の「小分類121製材業、木製品製造業」における「細分類1213床板製造業」を、「小分類122造作材・合板・建築用組立材料製造業」におけるものに分類し直し、「細分類1228床板製造業」とする。

ウ 分類項目名の変更(小分類2、細分類5)

以下のように分類項目名を変更し、産業に係る制度変更や活動内容の変化に対応する。

変更後	変更前
(「大分類E 製造業、中分類24 金属製品製造業」中) 小分類243 暖房・調理等装置、配管工 用付属品製造業	(「大分類E 製造業、中分類24 金属製品製造業」中) 小分類243 暖房装置・配管工 用付属品製造業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業」中) 小分類652 商品先物取引業、商品投資 顧問業	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業」中) 小分類652 商品先物取引業、商品投資 業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、 商品投資顧問業」中) 細分類6521 商品先物取引業	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、 商品投資業」中) 細分類6521 国内市場商品先物取引業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、 商品投資顧問業」中) 細分類6522 商品投資顧問業	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、 商品投資業」中) 細分類6522 商品投資業
(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、 商品投資顧問業」中) 細分類6529 その他の商品先物取引業、 商品投資顧問業	(「大分類J 金融業、保険業、中分類65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類652 商品先物取引業、 商品投資業」中) 細分類6529 その他の商品先物取引業、 商品投資業
(「大分類M 宿泊業、飲食サービス業、中分類76 飲食店、小分類769 その他の飲食店」中) 細分類7699 他に分類されない飲食店	(「大分類M 宿泊業、飲食サービス業、中分類76 飲食店、小分類769 その他の飲食店」中) 細分類7699 他に分類されないその他の 飲食店
(「大分類N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類799 他に分 類されない生活関連サービス業」中) 細分類7993 写真プリント、現像・焼付業	(「大分類N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類799 他に分 類されない生活関連サービス業」中) 細分類7993 写真現像・焼付業

5 その他特記事項

(1) 第12回改定の際の統計審議会の指摘事項

第12回改定の際には、「今後の課題」と明示しての指摘事項はないが、新設・変更した大分類項目、中分類項目について、下表のような指摘がなされている。

大分類「農業，林業」 (統合・新設)	農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。
大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」 (名称変更)	大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。
大分類「不動産業，物品賃貸業」 (統合・新設)	「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。
中分類「無店舗小売業」 (新設)	新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。
中分類に共通して設けた小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」 (新設)	今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

(2) 今回の分類の変更の検討について

従来同様今回も、小・細分類の新設・廃止等の変更については、直近上位分類に対する量的基準(1割)を設定しつつ、産業構造の変化、統計上の必要性等を総合勘案して各府省との共同作業で検討を行っている(「小・細分類項目の新設・廃止等を検討するための量的基準」(平成24年6月1日付け総政審第204号))。今回の検討に当たっては、改定案に盛り込んだ事項のほかにも、改定案に盛り込むことを見送った「調剤薬局」の属するべき大分類の変更、「レッカー業」の細分類の新設等十分な検討を求められる事項が存在した。この状況に鑑み、従来勘案してきた事項についても整理を行い、それに沿って再度の検証を行ったところである。このような案の策定作業や考え方を踏まえ、原案の妥当性や今後の検討作業の課題についての展望について、統計委員会としての御指摘はないか。